

## 2 平成28年第2回越知町議会定例会 会議録

平成28年6月10日 越知町議会（定例会）を越知町役場議場に招集された。

1. 開議日 平成28年6月13日（月） 開議第2日

2. 出席議員（9人）

1番 小田 範博    2番 武智 龍    3番 市原 静子    4番 高橋 丈一    5番 斎藤 政広  
6番 岡林 学    7番 山橋 正男    8番 欠 員    9番 西川 晃    10番 寺村 晃幸

3. 欠席議員（なし）

4. 事務局職員出席者

事務局長 岡林 直久    書記 箭野 理佳

5. 説明のため出席した者

町長 小田 保行    副町長 國貞 誠志    教育長 山中 弘孝    会計管理者 西川 光一  
総務課長 織田 誠    教育次長 上田 和浩    住民課長 國貞 満    環境水道課長 北添 太三  
税務課長 岡田 達也    産業課長 高橋 昌彦    企画課長 中内 利幸    危機管理課長 片岡 雅雄  
建設課長 前田 桂蔵    保健福祉課長 結城 盛男

## 6. 議事日程

第 1 一般質問

第 2 議案質疑（承認第4号～報告第3号、議案第36号～第47号）

第 3 討論・採決

承認第 4号 専決処分（第4号）の報告承認について

承認第 5号 専決処分（第5号）の報告承認について

承認第 6号 専決処分（第6号）の報告承認について

承認第 7号 専決処分（第7号）の報告承認について

議案第36号 越知町課設置条例の一部を改正する条例について

議案第37号 越知町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第38号 越知町土地開発基金条例の一部を改正する条例について

議案第39号 平成28年度越知町一般会計補正予算について

議案第40号 平成28年度越知町国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第41号 平成28年度越知町介護保険事業特別会計補正予算について

議案第42号 平成28年度越知町後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第43号 平成28年度越知町土地取得事業特別会計補正予算について

議案第44号 工事請負契約の締結について

議案第45号 財産の取得について

議案第46号 損害賠償の額の決定について

議案第47号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

- 第 4 発議第 5 号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 第 5 発議第 6 号 「国の責任による 3 5 人以下学級の前進」を求める意見書
- 第 6 発議第 7 号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める意見書
- 第 7 発議第 8 号 「大学生への給付制奨学金創設」を求める意見書
- 第 8 発議第 9 号 「特別支援学校の設置基準」策定を求める意見書
- 第 9 議員派遣
- 第 10 委員会の閉会中の継続調査

開 議 午前 9 時 0 0 分

議 長 (斎 藤 政 広 君) おはようございます。平成 2 8 年 6 月定例会開議 2 日目の応招御苦労さまです。

本日の出席議員は 9 人です。定足数に達しておりますのでこれより会議を開きます。

#### 一 般 質 問

議 長 (斎 藤 政 広 君) 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。日程第 1、一般質問を行います。通告順に従い 2 番、武智龍議員の一般質問を許します。なお、本人からの申し出のパワーポイントの使用を認めます。2 番、武智龍議員。

2 番 (武 智 龍 君) おはようございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

慣例でございますが、通告の本題に入る前に少し、ちょっと気のついたことがあったので、提案と見解をお聞きしたいと思います。きのう、開会日に町もホームページをリニューアルされたという御報告があったので、見させていただきました。なかなか今回はきれいにシンプルになってます。ちょっと思い出してみれば、ホームページについては 2 7 年の 9 月の議会で、私が一般質問でちょっと情報の内容が内向きのものが多いんじゃないかという質問をしておりましたが、今回は外へ発信できるような内容に改善されていて、トップページもこんなにシンプルやし、

それから念願の例規集も全部載っていて、これは本当に非常に便利になりました。それから、最新情報も入っていて、見た人が越知に非常に親しみを持ちやすくなったと、非常によくなったと思います。どうもそれぞれの担当者の皆様、御苦労さまでした。

その中で気のついたことが2つありましたので、ちょっとお尋ねしたいと思いますが、この最新情報というのの中に、生活情報の中にですね最新情報が載ってたんですが、2つ、1つは下ノ谷から堂林線の通行制限について、もう早速載っていたので、前回の南ノ川の災害現場に学んで今回は非常に手早くというかスピーディーに対処されたということで、これは非常にいいことだと思いますがですね、この中に迂回路はこちらというのがありまして見てみました。私も家の前に小日浦の聖神社の会長がいますので、時々問い合わせも来るわけですが、いろんな方から御案内せないかんで、見て来たんですけど、439号の入り口、分岐点のところ、多分そこにも大きくはないですが、松山のほうから来た人にも高知のほうから行った人にも両側から見えるように迂回路はこちらという看板があって、南ノ川小日浦という表示があったんで、あそこが間違えなければまた次はもうよかろうと思って行かだったんですけど、非常にきめ細かい案内ができていたというふうに思いますが、このホームページの中でちょっと見てみるとどうかなと思うのがありましたので、この地図ですけれど、これが迂回路はこちらという地図でございました。2つ気がついたことは、ここが、角で囲んだところが対象地区、小日浦、南ノ川、大屋敷あたりだと思いますが、この次の丸で囲んだところに、矢印を見てみると、左上の赤い、茶色い線が国道439だと思いますが、どうもこの表示でいくと小日浦、南ノ川地区の方にこっちへ出てよというような案内になっている。私は、小日浦というのは今や越知町の観光地になって、県外からもお客さんが来るようになったので、ホームページというのは、大体外向けに発信するものですから、外の人が見たときに小日浦へ行くにはどうしたらいいかというような案内のほうがいいんじゃないかと思って、自分なりの図案をつくってみました。こういうのがあればもっと地域内外の人にわかりやすいかと思いますが、文字で言うと小日浦、堂林、南ノ川方面から外へ出る場合、また同地区へ行かれる場合は439号を御利用くださいと、こういう1番の案内があって、現地にもこんな看板がありますので、目印にしてくださいやというようなのがあって、するといいんじゃないかと思いますので、また御検討いただいたらと思います。

もう1点はですね、公共工事の入札結果についてでございますが、その前にこの点について、これは建設課だと思いますが、何かお気づきの点があったら一方通行で言うてもいかなので、つくられた人の意図もあったと思いますので、御意見を簡単にお聞かせいただけたらと思います。

議長（斎藤政広君）武智議員、通告に載ってないことですので、次の質問等にですね関連があればですが、感想というようなことであれば簡単に

というかやっていただいて。

2 番 (武 智 龍 君) じゃあまあ、一方通行で構いませんか、気のついたことをじゃあ言わせてもらいます。

じゃ次に、入札結果についてでございますが、これはちょっと注意する点じゃないかと思うので、気がついたことです。これは見てみると6月3日更新というふうに書かれております。この中にですね、5月31日実施分の入札結果報告が出てましたが、これは工事名は清水簡易水道の野老山地区の施設整備事業、水道事業で今回議案に出ているものなんです。議決前の議決されてないものが出るというのはいかがなものかなというふうに思いました。これはたまたまホームページでございますが、町の広報と同じ理屈ですので、議決されてないものをいかにも決まったかのように出すというのは、それがいかんので地方自治法に金額を決めて5,000万円以上は議決しなさいということになっているので、ちょっと調べてみたら議決があって初めて首長にその行為をなす権限が生じるというものでございますので、まだ予約の段階を出すのはどうかと思いますが、これも一方通行になりますけど、これはきょうは議会が終わる予定ですが、6月3日から今まで決まってないものをいかにも決まったかのように出ているということで、もし自治法なんかには違反ではなくても好ましくなければですね、私は違反じゃないかと思うんですけど、なければ、きょうの決まるまでは至急に削除をすべきものではないかと思います。正当であればそれでいいですが、もし好ましくないもの、今回の都知事のニュースでもありましたけれど、違法ではないですが好ましくないというような報道がありましたけれど、なければ削除していただきたいし、今後このような議決前のものを出すという議会無視のようなことはできるだけ控えていただきたいというふうに思います。(「結果の報告やけ、かまんのやない。結果報告やけ。」の声あり) (「問題ない。」の声あり)

ちょっとここは見解が分かれるので、総務課長、勉強になりますので、かまんかったら、これは別に問題ないか問題があるのか、見解を言ってくれますか。

議 長 (斎 藤 政 広 君) 休憩します。

休 憩 午前 9時08分

再 開 午前 9時08分

議長（斎藤政広君）再開します。織田総務課長。（「休憩で。」の声あり）休憩します。

休憩 午前 9時08分

再開 午前 9時10分

議長（斎藤政広君）再開します。

- 2番（武智龍君）それでは1番の教育行政について1点ずつお伺いしたいと思います。この通告の項目は5月の町の広報で教育行政について非常にわかりやすく紹介されていて、町民の皆様にも我々にとっても教育行政に対する理解と関心、あるいは協力を得るのには非常に効果的だというふうに関心を持っていただきました。その中でこの5点、まず28年度の教育行政方針の「越知家の挑戦」というの中にある「21世紀に求められる人材」と非常に聞こえがよくて、どんな人材が今求められているかというのは非常に関心があると思いますが、この「21世紀に求められる人材」というのはどういう人材を想定、考えておられるのか、御説明をお願いをいたします。

議長（斎藤政広君）ちょっと休憩します。

休憩 午前 9時11分

再開 午前 9時11分

議長（斎藤政広君）再開します。山中教育長、答弁。

教育長（山中弘孝君）おはようございます。武智議員に御答弁申し上げます。「21世紀に求められる人材」でございますが、グローバル化、そして情報技術の高度化、少子高齢化など社会の急激な変化に伴いまして、学校教育におきましても求められる人材像が変化してきております。諸課題に対応できる人材の育成が必要となってきたところでございます。「21世紀に求められる人材」としましては、幅広い知識と柔軟な思考力に基づいて知識を活用し、付加価値を生み、イノベーションや新たな社会を創造していく人材、また、国際的視野を持ち、個人や社会の

多様性を尊重しつつ他者と共同して課題解決を行う人材でございます。これからの社会は変化が激しく、不透明な社会に移行すると言われております。アメリカの大学教授の中には、今後10年から20年程度でアメリカの総雇用者の約47%の仕事が自動化されるリスクが高い。また、2011年度にアメリカの小学校に入学した子どもたちの65%は、大学を卒業時に今は存在していない職業につくだろうというふうに言われております。町の教育委員会としましては、21世紀を生き抜く力を育成するために、基礎的、基本的な知識、そして技能の習得に加え、思考力、判断力、表現力等の育成や学習意欲の向上、多様な人間関係を結んでいく力が重要であるというふうに考えております。そのために、言語活動や協働的な学習活動を進めるとともに、地域と連携しながら児童生徒の育成に努めているところでございます。本年度は探求的な授業づくりの研究に取り組みましてアクティブラーニングの質の向上を目指した取り組みを行っているところでございます。以上でございます。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）なかなか議会議員がここまで具体的な教育目標について知る機会というのはなかなかないと思います。教育関係者であっても学校教育の現場ではこういうことは非常に論理的に整理されて、また授業の中でもそれがやられていく。それからまた行政の責任として、それを実行に移すための指導者育成というのは非常に大きな課題になってくると思いますが、小学校の65%が大卒時、今まで想像できない仕事につくというのはこれは情報紙などでも発表されているので、想像ができないわけですけども、それに対応できるような言語、多国語といえますか、こういうようなものを実際に身につけていくということは非常に大事なことで、むしろ子どもたちにこれから社会人が教わる時代が来るんじゃないかなというふうに思います。非常に外国人の観光客が今来ています。越知にも時々来られるわけですが、まだ単語的な表示というのはありますけれど、観光のパフレットの中にも外国語の翻訳されたものが町版はないですね。県版はときどき見られますけど、こういうようなものでも簡単なもの、例えば横倉に今勉強に行かれるわけですが、中学生にはそういうサークルがあったりすると、またそういうものを地元での学習とともに、外国人に外国語で紹介をするというようなもののパフレット作成というようなものを、課題を与えるというのもいいかなと思います。そこまでは考えて、計画の中にはありませんか。

議長（斎藤政広君）山中教育長。

教育長（山中弘孝君）武智議員に御答弁申し上げます。グローバル化の対応としましては、本年度からもコア・英語事業の委託を受けまして、小・中の教員が連携しながら授業改善を行っておりまして、英語力の向上に努めているところでございます。また、中学校におきましては、英語力

の向上のために、ことしもグアムのほうに海外研修に行く予定をしているところでございます。また、英語の案内でございますが、かつてはA L TそれからC I Rが博物館につきましては英語版とフランス語版に訳した案内もつくってございましたが、中学生にそうした英語で町内を案内するというようなものはつくっておりませんでしたので、御提案いただいたことにつきましては、また学校のほうと話し合いをしてそういったものに挑戦してもいいんじゃないか。また子どもたちの英語に対する興味、関心も高まるんじゃないかなというふうに思いますので、また学校のほうと検討したいと思います。以上です。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）ちょっと休憩。

議長（斎藤政広君）休憩します。

休憩 午前 9時18分

再開 午前 9時18分

議長（斎藤政広君）再開します。

2番（武智龍君）それではわかりました。ぜひまた、無理がいったらいかんのですが、意欲的な、なぜかという文科省のことしの、これは日経新聞で6月3日に出ていたんですが、小学生の出る杭を伸ばせという、文科省が、こういうふうな優秀な子どもは選抜して大学で授業させるとかというような案もあるようですので、意欲のある人はどんどんどんどん伸びていってほしいというふうに思います。

それでは、2つ目の同じ教育行政方針の中です。ね「地域とともに子どもを育てるシステムの構築」というのがありました。今のお話の中でも言語とか協働の学習を地域の人たちに協力を得ながらというような話もあったんですが、このシステムについて簡潔に御説明いただきたいと思います。

議長（斎藤政広君）山中教育長。

教育長（山中弘孝君）武智議員に御答弁申し上げます。「地域とともに子どもを育てるシステムの構築」でございますが、本町の取り組みとしまし



ては、一つには地域教育推進協議会による取り組みがございまして、越知の子どもは越知のみんなで育てるという考え方のもと、挨拶運動それから仁淀川で遊ぼう大会、伝承行事、凧あげ大会など貴重な体験の場を地域教育の場で実現をしていただいております。この28年度の教育行政方針の中にあります「地域とともに子どもを育てるシステムの構築」でございまして、最近は教員だけ、学校だけでは解決できないことが増えてきておりまして、地域の協力を得ないとできない教育活動もございまして、例えば不登校、それから虐待、貧困等課題のある家庭との対応、それから職業体験や総合学習等の教育活動でございまして、既にコミュニティ・スクールや開かれた学校づくり委員会、それからまたボランティアなどの協力を得まして取り組んでいるところでございまして、さらに円滑に運営できるように充実させ、ボランティアを拡大させていきたいというふうに思っております。高知県の第2期教育振興基本計画の取り組み方針の中に、チーム学校の構築、地域との連携・協働がございまして、この県の方向性に沿って地域と学校がともに子どもを育てるシステムの構築を図りたいということで明記をいたしました。まず、チーム学校の構築でございまして、本年度からSSW、スクールソーシャルワーカーを2名配置しまして、小・中学校の不登校や不登校ぎみの児童・生徒・保護者の支援、発達障害的な児童と保護者の支援を強化したいというふうに考えております。次に、地域と連携・協働でございまして、コミュニティ・スクールと地域コーディネーター、そして学校支援ボランティアの連携を強化するとともに、学校支援ボランティアを学校支援地域本部に位置づけまして地域とともに子どもを育てるシステムを構築してまいりたいというふうに考えております。越知の子どもにとって越知の大人は子どもに優しいというふうな風土ができたらいいなというふうに考えております。以上でございます。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）昔は学社連携とかいうふうに言われて非常に始まったときがあったと思いますが、今の教育長のお話のように、それが具現化されたという点では非常に県教委はそのまま教えるんじゃなくて、地教委の中にその現場があるわけですが、学校という、その中で越知町はこのこの地域とともに子どもを育てるシステムでももう既に構築されていて、今回コーディネーターというのは配置もされていますかね、去年からですかね、この方が非常にいい役割をしてくれていると。学校の先生に負担がかからずに学校と地域をつなぐ役目をしているように実際この間お会いして感じました。かなり先進地、この点でも学力のみでなくこういう点でも先進地になっているのではないかと思いますので、ぜひこのことによって変わったというか、伸びた子どもたちがまた地域の方々に顔が見えるような、活動がわかるような広報活動も今後していただいたら非常に住民にとっても誇りになるのではないかと思います。よろしく願いいたします。

それでは、3つ目の社会教育及び公民館活動の充実というものの、その中にある現代的課題というものがこれも非常に今関心のあることだろうと思います、学校教育とともに。これはどういうふうに捉えているのか、またそれに対してどのように取り組もうとされているのか、この辺がまだ学校教育に比べて非常に弱い面ではないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（斎藤政広君）山中教育長。

教育長（山中弘孝君）武智議員に御答弁申し上げます。現代的課題というのはということでございますが、まず一般的には少子高齢化、それから過疎化、人口減、グローバル化、情報技術の高度化、知識基盤型社会、核家族化、高学歴化、都市化、機械化といったようなことが上げられるかというふうに思いますが、本町の人口を見ますと、3月末で5,962人、60歳以上が51.64%ということで、もう半数を超えております。65歳以上が43.89%となっております、少子高齢化、過疎化による人口減というのが一番の課題であろうというふうに思っております。また、それに伴う諸課題、例えば農林業の後継者の問題や集落維持の問題など多くの課題がありまして、それらが現代的な課題だというふうに捉えております。

公民館活動におきましても、協力者や参加者の減少で公民館の維持がやっという地区公民館もございます。しかし、社会教育や公民館活動は、本来地域の住民自治の推進や地域の活性化のためにあるものでございますので、その役割を果たせるように、少しでも果たせるように対策を考えてまいりたいというふうに思っているところでございまして、28年度の方針の中に、現代的な課題にこれからは取り組んでいかなければならないという一つの決意も込めまして今回定めたものでございます。これからの対応としましては、まず、教育委員会内の体制づくりをまずつくることが必要ではないかなというふうに考えております。まず7月からは社会教育主事を1名任命いたしまして、それを中心に担当、係長、社会教育係、そして今香川大学の清國先生も家庭教育で来てもらっておりますので、コーディネーター役で入っていただけたらというふうにも思っておりますが、そういったチームによって社会教育、そして公民館活動の新たな目標設定と行動計画をつくりまして、ことしから家庭教育も始めたところでございますが、社会教育の新たなスタートを切って社会教育の面でも視察が来てくれるような取り組みをしてまいりたいというふうに思っております。また、これは私の希望でもありますが、地域づくり協力隊がいろいろな分野へ入ってこられてますので、将来において教育の部門にも地域づくり協力隊に入っていて、公民館活動やその地域づくりの御支援をしていただけるような取り組みになればということも思っております。具体的な今後の方策につきましては、またチームをこしらえた中で検討してまいりたいというふうに思っている

ところでございます。以上でございます。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）私もちよっと越知町の社会教育は最近置き去りにされていたなというふうに感じておりましたが、今の事務局の現状の中でこういうふうにしたいという具体的な活動を決めるよりも、今のように体制をまずつくるところが非常に大事だと思いますので、これは非常に心強く思います。課題と、問題だなと思っております社会教育主事という専門職も、実際は役場の中にも何人も資格といいますか講習を受けて資格を持った者がいますが、資格を取って大学へ行って取ってきたら別の部署へ配属されるというようなことが今まであったので、非常にもったいないというふうにも思いましたが、今回主事講習も生かして、それから体制を充実してそこで基本的なことから練っていくという学校教育のアクティブラーニングとかいう学習の仕方、目標設定をやった経験がこの社会教育でそういうシステムづくりに活かされて、中身のプログラムづくりまでいくと、これはまさに先進地になり、また住民にとっても幸せになると思います。

それですね一つ、この間、6月3日ごろでしたが、高知市で集落活動センターの連絡協議会結成大会というのがあって、その後で記念講演会というのがありました。これは高知県の地域づくりアドバイザーに委嘱されている明治大学の小田切徳美先生という方がずっと高知県へ入ってくれていて、現在集活センター30カ所設立されているんですけど、その中の13カ所に足を運んで現場を調査をされたということでした。その先生がおっしゃられるのに、全国に高知県の集活センターのような地域の集落の全部ではないが活性化グループが全国的に1,600ぐらいあると。その中で、活発に活動されている地域には必ず人材がいたと。その人材はどうやって育ったのかということを追求していくと、公民館活動がその根底にあったというふうに言われました。この件は、議会が昨年か一昨年かな、雲南市を視察させてもらったときも同じことを雲南市の職員言われていました。非常にあそこは住民の自治意識が高い、高知県の集落活動センターと同じような仕組みで小規模自治機能というのを進めておられたんですが、そこの地域にも非常にリーダーがいて、例えば越知であつたら役場に対して住民がああしてくれんか、こうしてくれんかという要望が来るわけですけど、議員に対しても通してくるんですけど、雲南市ではこんなことをさせてくれんかと、逆に住民が市役所へ要望して来る。なぜそんなに自治意識が高いのって聞いたら、雲南市も何十年も前から公民館活動で人材が育っていたんですよというふうなことを言われたので、越知町にとってもそうだし、高知県にとっても130カ所つくりたいという目標があるわけですが、越知町ではまだ1カ所もできてない中で、やっぱり人材というものが大事になってくるだろうと思います。これはいろいろな人材があるので、一概には言えま

せんですけど、地域を取りまとめていく、そういう人材というのもこれから大事になってくるだろうと思いますので、公民館の果たす役割というのは非常に大事になってくるだろうと思います。130カ所の中で平均すると越知町にも4、5カ所あってもおかしくない、それは現実にそれぐらい必要だろうと思うんですが、まだまだそこへは道のりが遠いような感じもいたしますので、ぜひ企画課と教育委員会の連携、職員同士の連携の中でそういうものを模索をさせていただくようお願いをしておきたいと思えます。

それでは、4つ目のスポーツ振興方針と今回補正予算に上がっているスポーツでまちづくりマスタープランとの関係についてお尋ねをしたいと思います。ここはちょっとパワーポイント使いたいの、すいません電気を。ちょっと1つ戻りたいと思えますが、今非常に教育環境がよくなってきたんですけど、これはそのとき小田切先生からいただいた資料の中なんです、移住希望者の中に非常に若い女性が多いと。その中で30代が多いらしいですが、一番、何で多いかというところを調べていったら、1番は小規模校で教育環境の整ったところが移住を選択する条件の一つになっているということで、これは人口減と非常に絡んでくるので、特に先ほど言った企画課との連携というのもまたぜひこの中も参考にさせていただいたらと思えます。

それでは、スポーツでまちづくりマスタープランについてですが、教育大綱の中に、そういうものがあって、マスタープランをつくらないかんという後ろ盾があつてのことかなと思つたんですけど、教育大綱の中にはこの32年度までというので、ちょうど越知家の挑戦の総合戦略とも同じ年代がダブるんですけど、この中にはそういうものがなかったし、それから社会教育の分野でもスポーツの振興というところは書いてあるんですが、マスタープランをつくってそれを充実させないかんというようなこともない。それからこれは教育基本計画というのが26年度から30年度までというので、基本計画というのが、これはホームページに載っていたんですけど、マスタープランの作成の中にもここに学力、体力の向上というのがありますけど、これをさせるのにマスタープランが必要というようなものはないのですね、マスタープランをつくるという予算も出ていたので、これとの関係はどういうことかということをお聞きしたいと思います。先に、教育委員会のほうからお願いいたします。

議長（斎藤政広君）山中教育長。

教育長（山中弘孝君）武智議員に御答弁申し上げます。まず、教育委員会としましては、28年度の教育委員会行政方針の中にあるスポーツ振興でございますが、心身ともに健康で、生きがいのある、活力に満ちた生活を過ごすために、広い年齢層を対象に、生涯にわたってスポーツに親し

んでいく機会を設け、推進していくというものでございます。特に、総合型スポーツクラブの活性化、越知スポーツクラブでございますが、その推進と、それからスポーツ大会の開催でございます。そして、地域交流を目指したスポーツの推進、高知ファイティングドッグスによるスポーツの振興ということを中心に置いて取り組むようにしているわけでございますが、このスポーツでまちづくりマスタープランというのは、企画課のほうの新しい取り組みでございまして、教育委員会としましてもこれには全面協力してまいりたいというふうに考えております。企画課のほうで地方創生推進交付金事業としてスポーツでまちづくりをする推進事業でございます。空き家を活用したスポーツ合宿等越知の自然を体験するような、そういったプランになっているというふうに伺っておりまして、これにつきまして詳しい内容につきましては企画課のほうにお願いしたいというふうに思っております。以上です。

議長（斎藤政広君）中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）おはようございます。武智議員に御答弁申し上げます。スポーツでまちづくりマスタープランということで、今回、28年度の地方創生推進交付金というもので越知町が申請をしている部分となります。その部分につきましては、27年度に策定いたしました越知町のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、基本目標1の地域資源を生かし雇用創出というところの数値目標、観光入り込み客数26年度12万人を平成31年度10%以上増加するための具体的な取り組みの一つとなるところでございます。その中身ですけれども、スポーツでまちづくりマスタープランですけれども、スポーツ合宿のために町が保有する既存スポーツ施設、設備の活用や観光、教育、福祉や産業などの分野と連携し、合宿で越知町を訪れた人がスポーツ以外にも越知の自然や人やものを知ったり、体験できる魅力あるプランをつくりたいと考えております。そのために町内のスポーツ関係団体だけでなく、観光、教育、福祉、産業などの分野が連携してスポーツ合宿の誘致を進めまして、各分野に波及効果を生み出すためのスポーツでまちづくりマスタープランを策定するものでございます。そして、スポーツ合宿の誘致を進めるに当たり、これまで町外で宿泊していた人たちに町内にとどまってもらうための、空き家を活用した宿泊施設の試験導入というところまで実施していきたいと考えております。越知町をホームタウンとして地域貢献に取り組んでいます高知ファイティングドッグスが中心となって合宿誘致に取り組みまして、海外からもスポーツ合宿を受け入れてインバウンド観光まで目指したいと思っております。なお、この財源につきましては、先ほど紹介しました地方創生推進交付金ということになっておりまして、交付率は2分の1となっているところでございます。以上でございます。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2 番（武 智 龍 君）財源が地方推進交付金ということで100%国から交付されるもの、特別交付税交付金に当たるもの、予算については予算審議でやろうと思うんですが、目新しい、耳新しい言葉でスポーツ合宿というのが出てきたんですけど、合宿といえば他人同士が集まって合宿というのはなかなか難しいことで、チームが来るというふうに想定されるわけですけど、いの町にスポーツセンターというのがあって、なかなか最近合宿の誘致が難しくて経営が四苦八苦してる。私もそのの理事を何年もやったことがあるので、どこから合宿というチームを入れるかなと思ったら、今ちょうどファイティングドッグスを中心になるというふうに聞いたので、ああというふうには思ったんですが、それが空き家を活用して食費とか宿泊費を町内に落として経済波及効果につなげていきたい。そのもとをつくりたいということだろうと思いますが、そういうふうに聞こえましたが、空き家というのには管理人がいませんので、プランの中に当然管理運営をする仕組みというものが無いと、桐見川とか佐之国とかの二の舞になりかねん。あのときも財源は国の補助があるとか、グリーンツーリズムというような制度にのってつくったと思いますが、つくったなり、布団はカビ臭かったということでほとんど使わずに終わっています。そのの辺については管理システムについてどこか委託されると思いますが、委託の内容についてはちょっと予算審議でやりたいと思いますので、今のこういうものをつくってやろうとする考えのもうちょっとそのの補足を説明してください。

議 長（斎 藤 政 広 君）中内企画課長。

企画課長（中内 利幸 君）お答えします。まず、交付金の交付率ですけども100%ではなく、今回は2分の1となります。裏になる財源は地方交付税、普通交付税が25%、残りの25%が特別交付税で措置されることとなっております。それと、次に空き家の部分でございますが、基本的に空き家につきましては町が指定するような形のそういうことではなくて、高知ファイティングドッグスさんのほうで管理運営というような方向を考えております。その部分につきましては次年度に一応空き家を活用した宿泊施設ということで作りまして、管理についてはファイティングドッグスさんのほうが後のほうまで、予約・管理・情報の発信までファイティングドッグスさんのほうでやっている方向でのプランの作成ということを考えております。それにつきましては、本年度のワークショップという中で、ワークショップをマスタープランつくる中でそのような中身についても検討していくような方向になっております。以上でございます。

議 長（斎 藤 政 広 君）2番、武智議員。

2 番（武 智 龍 君）じゃもう一つだけ聞きますが、この話というのはもともと私らにはまだ初めて聞いた。何かマスタープランをつくらないかん、

この実行するのにマスタープランをつくりますというのは説明なかったので、降って湧いたような話のように受けとめたんですけど、この話、計画は町からそういうのを持ちかけたのか、ファイティングドッグスからこんなのやりたいって持ちかけてこられたのかだけ聞きます。

議長（斎藤政広君）中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）武智議員にお答え申し上げます。今までにもファイティングドッグスさんとは情報の共有ということでこういうことをやりたい、越知町で地域貢献をしたいというような話がありまして、そういう引き続いた継続の話の中から生まれてきた計画を今回の推進交付金にのせていただいたものでございます。こちらから言うた、ファイティングドッグスが言うたやなくて、日ごろの情報の共有の中から生まれてきた計画となっております。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）ファイティングドッグスの経営となると、本部はこれは越知町にないと思いますが、収入になったもの、町の民間の財産を活用してファイティングドッグスがお金をいただいて、そのお金が越知町におりればいいんですけど、越知町におりた格好にはなるけれど、本部のファイティングドッグスの会社のある本部のところに計上されると、所得、収入になるとなると、効果は半分のような気がします。お客さんを呼んでくれるので、それはそれなりにほかの人が知恵を使って、来たお客さんにどれだけお金を落とさせていただくかということは知恵を絞らないかところだと思いますが、これはまだプランができてないので、プランの作成途中、またできてからまたお聞きしたいと思いますが、その辺も注意しないと、キャンプフィールドもよその会社がやるわけですので、税金は本拠地へ納めるようになるとこれもどうかなというところがあります。非常にちょっとこここの辺が懸念しているところなんです。またこれは後でそのときにお聞きするようにしたいと思います。

それでは、5つ目の高校入学時の入学祝い金についてお尋ねいたしたいと思います。本町の高校生には、27年度からだったと思いますが、通学手当を出すようになって、御家庭の経済的負担はある程度軽減されたと考えられます。が、実際の支給は年度末ということなので、入学時には非常に学費のほかにですぬ衣服費とか寮費とか自転車を新調するだとかバイクの購入だとか、一時的に出費がかさんで親御さんにとってはかなりの負担がかかっているということをお聞きいたしました。現に、何人かの親御さんから小学校の入学時より高校入学時期にお祝い金を出していただけたらありがたいという相談を受けております。そこで、次の質問とも関連をいたしますが、いの町は追手前高校吾北分校を守ると、その地域の方の非常に熱い思いで、いの町がその趣旨に沿ってですね、1人に10万円の入学祝い金を出しておるそうです。また、中にはです

ね、進学を、これはまたいの町はないですが、越知町の中学校から高校へ行くときの、進学を期にですね高知市などに親子で転出するというの  
は毎年見られております。これは人口減少の一因にもなっております。入学祝い金というのは、そういう意味で転出防止、あるいは御家庭の負  
担軽減のために有効な支援策と思いますが、これについて検討していただきたいと思いますが、考えをお伺いいたします。

議長（斎藤政広君）山中教育長。

教育長（山中弘孝君）武智議員に御答弁申し上げます。高校生の入学時に祝い金をということですが、最近は越知中学校もほとんどの生徒  
が高校に進学をいたします。一部定時制へ行くということもございますが、ほぼ100%が高校へ進学しております。そこで、経済的に厳しい  
のではないかと。小・中学校は準要保護がありますので、ちょっと経済的に厳しい家庭につきましては準要保護のほうで支援をしておりますが、  
高校の場合には準要保護制度がありませんので、そういった面で非常に厳しいのではないかなというところもございますが、そういった観点か  
ら奨学金のほうを見てみますと、28年度の現時点でございますが、越知町の奨学金を利用している高校生が2名でございます。それから高知  
県が設けております奨学金を利用している高校生が6名、合計で8名が奨学金を利用しております。表面的には見えませんので、ほかに教育ロ  
ーンとか利用されているかとも思いますが、自分が予想していたよりも奨学金を利用する人が少ないというふうに感じているところでございま  
す。御提案の祝い金でございますが、それを支給するということは喜ばれると思いますし、多少の支援にはなるかということですが、  
財源をどうするのか。なかなか単費で全部を見るということは難しいというふうに考えておりますので、そういう財源の問題とそれからもう一  
つは就職とか農業の後継者になるとかいった場合に、ほんなら高校へ行かん子どもには何もないのかというふうなこともあると思いますので、  
そういった点についての配慮もそういった制度を始めるときには必要じゃないかなというふうにも思っているところでございます。給付金の効  
果、また成果をどう評価するのか。また定住とか移住先としてどういうふうにつなげていくのか。そういった観点も必要かと思いますが、  
現時点では有利な財源ということが課題でございまして、そこら辺の、有利な財源を見つければ検討もできるかと思いますが、現時点では無理  
ではないかというふうに思っているところでございます。以上です。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）そのとおりでろうと、財源がなければできませんが、例えばですね、今企画課が中心になって、移住者、今東京へ行ってます  
かね、移住フェアなんかに行かれたり、莫大な広報活動をして移住の広報活動をしておりますが、結構これも財源が国から出るというのででき



るかもしれませんが、1人を確保するのに使ったお金と、出ていく人をとめる、とまるかもしれないというのに祝い金を出すというのとの金額だけの比較をしてもですね、費用対効果、もともと出る人が出ていかずにおるというのは非常にまた心強いことだろうと思いますので、お金があれば検討するというのは実務的だと思いますが、検討した結果、これはなかなか必要と思うが、どうやってお金を工面しようねという順番を変えての検討も、またしていただいたらというふうに思います。これはもう深く追求しても、また内部で相談をしていただいて検討していただくということと捉えていいですかね。またその検討結果を時期を追ってお聞きしたいと思います。

それでは、教育問題の6つ、最後の件ですかね、高校通学時に朝だけでも通学バスを出すことはできませんかということですが、これちょっとパワーポイント使いたいのでもたお願いします。この通告の質問も親御さんからの要望の御相談があったので、通告をさせていただきました。なぜ夕方は要望がないかと申しますと、クラブ活動などで帰着時間がまちまちやと。それにまではよう言わんということでしたが、仁淀川町もですね、同様の要望があって今出しておりますが、仁淀川町の場合は最初は5,000円だったそうなんですけど、今は1万5,000円に上げております。その補助金を出して、なぜ出すようになったかということ、通学費の補助金を出してるんですけど、なぜ通学費の補助金にしたかということ、親の要望はバスをという要望やっらしいですけれど、別にですね代替バスで補助金を出して走っている路線バスがあるのに、別に通学バスを出すのはこれは好ましくないということで、通学専用のバスを走らせるのではなくて、1カ月に1万5,000円の通学費の補助を出したと。これは調べてみたら大崎から佐川駅までの定期料金の56.8%に当たります、1万5,000円というのは。それですね、これはバスの料金表ですが、大崎が2万6,400円で補助金が1万5,000円ということで、それですね、本町も路線バスとの絡みは同じだと思いますので、別のバスを走らせるというのは良策ではないというふうに思います。既存の路線バスというのは調べてみたら上り列車の発車時刻に合わせて佐川駅着で運行されています。7分間の待ち合い時間があるんですけど、連結は非常に便利になっていると思いますが、現在の通学費の補助2,000円というのでは定期がなかなか買えないということも一つの要因になっているというふうに思います。それでバス利用者が少ないのではないかと、余りいないということでした。その反面、西佐川駅はもう朝の送りの自家用の車でラッシュやということ。おち駅から佐川駅までの定期料金というのは1カ月1万1,800円これに対して2,000円ということなのですね。で、利用者も少ないんじゃないかなというふうに思います。率にしたら16.9%ということになりますね。私は路線バスを通学バスとして生かすために、この補助金を仁淀川町並みにできないかということをお親御さんの要望の文言にかかわって御提案をさせてもらいたいと思いますが、こんな感じで、2,000円を6,

000円ぐらいにすると定期も買いやすいのではないかなと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

議長（斎藤政広君）山中教育長。

教育長（山中弘孝君）武智議員に御答弁を申し上げます。高校生の通学支援につきましては、先ほども議員のほうからも説明がありましたように、通学費を支援するという形になりまして、27年度は102名の方に支給をしております、総額が243万円となっております。この通学支援補助金、今始めたばかりでございまして、継続していく方向で行っているわけですが、バスになりますと、どうしても子どもは15分から20分ぐらいは早く起きなくてはならないというふうな状況もありますので、現時点でそれぞれに合った形で通学するほうがいいんじゃないかなというふうには思っております。そこで、御提案のバスの補助金の関係でございまして、お金が伴わないことは非常に僕は答弁しやすいんですけども、お金が伴うものについては非常に答弁しにくいところがございますが、定期にしますとかなりな、1万1,800円の金額になりますので、それによって家庭から送り迎えするというようなことも、その時間とお金、定期代という2つの要因から自家用車で送るといふふうになっているというふうに思っておりますけれども、金額の引き上げにつきましては財政当局と相談しまして検討したいというふうに思っております。以上です。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）教育長の答弁がそのとおりだろうというふうに思いますが、先ほども入学祝い金のところでもお話をさせていただきましたが、いの町は吾北分校を守るために、入学祝い金とともに通学費も半額補助しているようです。あそこは路線バスが1社しかないわけですが、その維持にも役立っているというふうなお話を伺いました。という意味からですね、通学費の補助というのは御家庭の負担軽減だけでなく、本町の最重要課題でもある公共交通をどう守るかという点からも検討すべき課題であるのではないかなというふうに思います。通学費の補助の充実によって、学生のバス利用者が増えれば、御家族の労力とか経済的な負担軽減はもとより、事業者の経営改善、それから町の人口流出防止というふうにもつながっていくと思います。これは越知町だけに限らず高知県はもとより、全国の過疎地の頭の痛い課題ですので、越知町だけの問題ではないから、これはぜひ町村会等でもその財源について、公共交通のバスの買いかえとか運行費に今補助金を何百万も出していますよね。それと同じ理屈で学生が利用することで公共交通が維持できるという点では、視点を変えて国への制度改正の要望もしていただきたらと思うのですが、公共交通を守るという上で路線バスの利用促進というふうなものを、これは検討されたことはありますか。教育長じゃない部署の担当者にお

伺いをしたいと思いますが。

議長（斎藤政広君）織田総務課長。

総務課長（織田誠君）おはようございます。武智議員に御答弁申し上げます。現在、越知佐川間の黒岩観光さんの代替バスのほうは現状では黒字運営ができております。確かに利用者数をこれからもっと増やしていくというような視点は必要です。便数とかそこら辺も昼間少ないというところもあります。なかなか正直、そこで具体的にどういったところまでということ、連携して、佐川町とか仁淀川町とかと話をしてですね、黒岩観光さんとか交えてJRとの接続とかそこら辺までの具体的な踏み込んで、これからの利用者増についてですね、そこまでの協議とかはできてないのが現状ではあります。確かに、このままどんどんどんどん利用者が減って行って、黒岩観光さんのほうにも補助金をどんどんどんどん出していくばかりではいけないということも認識はしております。まず、今私どものほうで取りかかっておりますのは、町内の地域公共交通、越知町内のことで料金を取ってというところも考えて進めております。現状としましては、黒岩観光さんの国道33号線の幹線の部分のバスについて具体的なそういったところまで踏み込んでの協議はできてないのが現状であります。以上でございます。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）わかりました。先ほど申し上げたように、この課題は越知町だけの課題じゃない、仁淀川町もいの町も同じ課題であろうと思いますので、高知県もそうですね。バス路線の見直しは非常に厳しい状況にあるわけですが、都市部と違って田舎の場合は例えば今の地域おこし協力隊という制度も地方は公務員で起こさないかんという考えがもとで税金で全国に3,000人を送り込むという制度ができたわけですので、地方を守るのに今おる子どもたちに定着してもらおうということがまず課題であろうと思います。これは、バスの運行関係者から聞いた話ですが、例えば2年間親から自家用車で送り迎えしてもろうたお子さんが3年のときに定期の補助が出て乗らんとしますって、くせになってるから、習慣になってるから。1年生からバス通学という習慣がつけば問題ないと思いますよという、なかなかいい提案もいただきました。これは非常に教育的な仕組みとかメカニズムであろうと思いますが、そういう点でもまだ時間はありますので、来年の新年度からお試しでとかというような、ものを新規にするときはお試しというのがあると思いますが、そういうのも御検討いただいたらと思いますし、仁淀川町からは非常に熱いアプローチが何回も来るんですけど、この問題は連携をして考えてくれんろうかということでございますので、各部署、教育委員会とか交通関係の部署でもですね、各関係の町村とそんなお話しもして、一緒になって国へ働きかけるということが必要となれば、またそうい

うような活動もしていただきたいと思いますので、申し添えておきます。

それでは、次の新規就農者育成について町独自の育成システムをつくる考えはないかと通告させていただいておりますので、まずこの点について役場の事情をお伺いしたいと思います。

議長（斎藤政広君）高橋産業課長。

産業課長（高橋昌彦君）おはようございます。武智議員に御答弁申し上げます。今現在の町の取り組みを、どのような取り組みをしているかということでございますけれども、現在、越知町ではですね、独自の育成システム等は採用しておりません。県の制度利用を推奨しております。この県の制度でございますけれども、まず就農準備としまして、高知県農業担い手育成センターが、高知それから大阪、東京、名古屋の4会場を土日を利用して実施します高知アグリスクールというのがございます。この高知アグリスクールで農業の知識、基礎知識や就農までの流れ、それから支援制度、栽培技術、農業経営などにつきまして専門の指導スタッフによる講義、研修生ごとに就農相談が行われます。なお、このアグリスクールですけれども、年間全部で6回ということになっております。次に、体験スクーリングとしまして、金曜日から日曜日までの2泊3日で四万十町にあります高知県担い手育成センターの施設を利用しました農作業体験や農業機械作業実習、これは作業実習や高知県内の産地訪問等が実施をされます。そして、その後就農希望者の長期研修となります。この研修につきましては6カ月、それから1年、2年の3コースとなっております。基礎知識から先進技術まで実践的な農業技術研修となります。この担い手育成センターは就農活動の拠点となっております、専任職員より総合的な支援が受けられるということになっております。まずそのほかにですね、先ほど越知町では何もしていないんじゃないかみたいな答弁をしたんですけれども、新規就農研修支援事業というのは採用しております。これは青年就農給付金という国の制度がありますけれども、この給付金と併用しまして、年間180万円以内の給付金制度を利用しまして、2年間の研修実習を行うという制度がございます。ただ、この制度につきましては予算を計上しておりますけれども、毎年予算を減額するという状態で、今のところ活用の状態は1名もいないというのが実情でございます。以上でございます。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）私が把握している事業を御説明を、確認をさせてもらったという感じですが、そういうシステムあるんですけど、幾つか今のある制度の活用についても問題がある、問題っていうか改善点があると思いますが、まず、最後の新規就農支援事業に応募者がいないというこ

とですが、どこへ応募を呼びかけたかということも問題になると思いますね。そこでちょっと余り時間をとりたくないで、1つの事例を町独自でこんなことはできんはずがないというか、できると思うがというところを御紹介させていただいて提案をさせていただきたいと思います。それで御検討いただいたらと思いますが。

これは、もう副町長も行かれたというふうに聞きましたが、島根県の邑南町、私議会も行きました。この議会で行ったときは、少子化対策という課題で行ったと思うんですけど、実はここがその後新しい農業制度をつくったんですよ。これは邑南アグサポ隊というのです。ちょっとこれは縦書きで文字ばかりで見にくいので、ちょっとこれを横書きで整理をしてみました。これはね、相手が地域おこし協力隊です。ちょっと読みましょう。1年目に町の専用農場で向こうでは品目はミニトマト、トウモロコシ、シロネギなどを栽培して、基礎技術を学習する。2年目になったら、収納候補地に選んだ集落の農家や営農法人に出向いて技術や経営感覚を養うと、こういう現場の体験をする。3年目は就農に向けた計画を練って農地の確保や経営計画の策定などをする。こっから新規就農支援制度を利用するというふうに私はこうとりました。また、栽培技術を習得するとともに地域のコミュニティーにも参加をして、町民と触れ合う機会を増やすことで地域に根づいていけるような環境をつくる。移住者に対しても似たような手厚いサービス、コンシェルジュを置いてやっていたと思うんですが、方程式は一緒ですね。そこで現在、ここからが問題ですよ。現在、1期目3人、それから2期生が4人、今後も新年度ごとに3人程度を募集するというふうに、町が独自の目標を定めてそれを実現するために計画性を持ってやっている。私は「越知家の挑戦」、挑戦というのであるから挑戦するぐらいのものがあるかなと思ったら、そういう計画はない、農業ではないですね。いつも農業、農林業は基幹産業だと言いながら、今農業の経営者はもう本当にぎりぎりの状態まで来ている。もしこんな制度を設けても教える馬力もなくなっている人もいると思うんです。つまり何を言いたいかということなんですね。県が今推奨しゆのは施設園芸です。越知では何かといいますと、露地園芸、薬草も含めた露地物が多いですね。果樹とかが多いわけです。その地域の環境に合った農業を確立するというのが地域で学習をすることが大事やと思います。新規就農者の人に聞くと、お金はありがたいけど、こういうふうな技術的なサポート、それから農地の確保、それから経営計画についてはもう本人任せなので、なかなか壁が厚いというふうなことを聞きました。

ですから、私ここで御質問したいのはですね、こういうふうに非常に成果を上げて、これから上げろうとして具体的に取り組みゆところがあ

るので、今度は産業課の関係者、町長含めて農業にもし取り組むのであればですよ、邑南町の事例をじかに見て、そこに参加した研修生の3人、4人、こういう人たちからも実際に聞いてですよ、越知でもこれができんかというふうな研究から入っていったほうがいいと思いますが、そういうことも含めて今後の町独自のそういう研修制度、育成計画というものについてどのようにお考えか、お聞きします。

議長（斎藤政広君）高橋産業課長。

産業課長（高橋昌彦君）武智議員に御答弁申し上げます。就農前の支援として掲げられますのは、経営品目ごとにハウスなどの施設を利用しました栽培技術の取得、それから研修を受け入れてもらう農家での技術の取得や経営に関する講習会等の開催などが考えられると思います。そのためにはですね、施設栽培用のハウスだとか、実際栽培します農地などの研修施設というものが必要になってきます。それから、農業形態や栽培品目ごとに応じたスペシャリストであります人材が必要となってきます。また、農家研修ということになりますと、それぞれの経営品目ごとの受け入れ農家のほうが必要となってきます。現在、越知町ではその受け入れ先となる農家につきましては、指導農業士というのが4件しかございません。ですので、こういったような指導農業士を増やすことも一つの手だてだとは思いますが、それと、また少し高知県内のほかの支援策があるところがございます。今、邑南町のほうを見てこいということでもございましたけれども、県内でも奈半利町についてはですね町有のレンタルハウスというのがありまして、その貸付事業を行っているということをお伺いしております。それから、いの町では農業公社、これは公社でハウスを利用した就農研修というのが2年間ございます。それから株式会社れいほく未来、これはJAの出資法人でございますけれども、これは大阪の豊中のほうに直販を持っております。これは姉妹町と市ということでございまして、農業のインターンシップ事業というのがあります。JAのほうで長期の指導を実施して、田植えとかといったような体験イベントなどもかまえてるようですので、この長期の指導、実施してから就農につくと。それからイベントなんかの関係で興味を持ってこちらのほうへ来られるという方がいるということをお伺いしております。それから、三原村の農業公社でございますが、2年間の研修後、公社が管理するユズですけれども、を貸しつけて村のほうで住宅も貸しつけをして就農イコール移住をしてもらうという制度があるように聞いております。それから、四万十市ですけれども、四万十のほうもやはりこれもJAのほうでございますけれども、ハウスを所有してございまして、貸借でナス、ピーマン、それからキュウリの栽培技術習得をして、それから就農につくという制度があるように聞いております。ということで、邑南だけでなく、県内にもいろんなところがあります。こういったところを視察等で勉強させていただきまして、町のほうで独自のシステムができればというふうにご考えております。以上でございます。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）質問よりほかの答えが長かったのですが、奈半利は初めて聞いたんですが、いの町の公社は吾北、それから株式会社はこれは高知市かね、あとは三原村も四万十町も行ったり見たりしてきたところですが、こうやってそれぞれの農業後継者、農業を守りたいと育成したいところは独自のことをやっているわけなので、本町にそういう育成をする腹がどこまであるかということをおの質問では聞きたかったんですよ。これが参考になるけ見たらどうよという提案はしたんですけど。ちょっと通告書の答弁の指名にはしてなかったんですが、元産業建設課長の経験者の國貞副町長、その辺について職員にこうしいやという司令塔でもあると思いますが、この点についてお考えがあれば教えてください。

議長（斎藤政広君）國貞副町長。

副町長（國貞誠志君）武智議員に御答弁申し上げます。先ほど、私もちょっと視察に行ったということでしたけども、私は飯南町のほうへ行っておりました。邑南はちょっと見てきていないんですが、今、邑南アグサポ隊というのを御紹介していただきまして、非常に興味のあるシステムだなというふうには思いました。やはり地域おこし協力隊を活用しているとかということでは非常に斬新だと思いますし、地域おこし協力隊についてはやはり地元を向こうが選んで来ていただけるということで、越知町に興味を持って来ていただける方に対してですね、こういうふうには新規就農の支援の仕組みを町のほうでつくるということは、かなり効果が期待できるのではないかと私自身思っています。研究をしてまいりたいと思います。以上でございます。

議長（斎藤政広君）武智議員、この2番が終わったら、ちょっと会場が寒いのでトイレ休憩をとりたいんですが。

2番（武智龍君）勉強会が始まらないと、今のところどうもこの中には余りないので、もうちょっと充実をまたしてほしいというふうに厚く思っておりますので、ぜひ研究をして研究した結果またこういうふうに変えたいというところがあればお聞きをしたいと思います。それじゃ、次の質問に移る前に休憩してください。

議長（斎藤政広君）休憩します。トイレ休憩ということで若干の時間としますので、5分程度でもってきてください。

休 憩 午前10時22分

再 開 午前10時29分

議長（斎藤政広君）再開します。2番、武智議員。

2番（武智龍君）それでは3つ目の通告、地域おこし協力についてお伺いをいたします。まず1点目で、どういうことを目指して隊員を置いているのかという通告でございますが、本町は現在13人の協力隊を雇用しているわけですが、中にはその活動内容が果たして地域おこし協力隊でなければいけないのかというような、ちょっと説明受けていないと理解しがたいことが見受けられますので、この点について何点かお伺いしたいと思いますが、まず1点目ですが、1年間でこの13人の合計の予算はどれぐらいになりますか。

議長（斎藤政広君）中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）武智議員に御答弁申し上げます。13人の隊員の活動費はどれぐらいかということでございますけども、28年度当初予算、そして今回6月において追加の予算を計上させていただいております。その予算は現在14名分ということで、5,789万円を計上させていただいているところでございます。14名分の予算ということで上げさせていただいております。以上です。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）今おるのは13人で、あと1人まだ希望者がおればということだと思いますが、結構観光に関連したことが多いというふうに、この間の御挨拶あるいは資料ではそういうふうに思いましたが、この点をこういうふうにしたいのでこの人数を入れたという、13人を入れたことで何をしようとしているのかというところで、ポイントをかいつまんで御説明いただきたいと思います。何か観光に偏っているような気もするので、ほかにもいますけど、その辺で町の課題がこういうのがあるのでここを解決したいという、3年間かかってやりたいというような考えというかを説明していただきたいと思います。

議長（斎藤政広君）中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）お答えいたします。観光の地域おこし協力隊が多いということで、どのような内容かということでございますが、観光につきましては高知県のほうもここ数年龍馬博から以降力を入れておるところでございます。その中で、去年度一般社団法人仁淀ブルー観光協議会を流域6市町村で構成員となり、観光協会らも構成員となりまして立ち上げたところでございます。それで、この流域の観光というのは今後増えてくるということで思っております。そういう流域の中で越知町は中心となりますので、そういう流れの中でスノーピークのキャンプフィールド



ド、これも拠点として考えております。そういう中でスノーピークの求めるキャンププラスアルファというアクティビティというところを考えたときに、観光のそういうようなアクティビティが少しでも多くなればというところを思っているところでございます。その中で特に越知町につきましましては、川につきましましてはカヌー、ラフトで今現在観光客訪れてきておりますけども、横倉山につきましましてはまだまだ訪れてくれる方が少ない状況であります。そういうことで、27年度にアクションプランということで、横倉山に何とか観光案内できないかというところで検討しているところでございます。そういう山の部分の案内というところもありますし、それと流域が観光協会自体がうちのほう土日あいてませんでしたので、何とかそこもあけるようなことにならないかというようなところの検討もありまして、そういうところで正職はなかなか雇いにくいですけども、地域おこし協力隊をそこに入れることによって、将来の観光協会の部分があげれるような形になればということで、そういう思いもありましてやっております。観光行政につきましましては、いずれにしても越知町の中で一番雇用が見込まれる今回のまち・ひと・しごと総合戦略の中でも地域資源を生かした雇用の創出ということで考えておりましたので、そういう中で一番雇用の生まれやすい、また起業もしやすい、こちらに残っていただける部分があるんじゃないかということで対応しました。中身につきましましては、観光の部分につきましましては観光商品の開発、そういうところまでも検討してやっていただけるような体制になればということで、考えております。ちょっと文章足りんですけども、この辺で一回答弁とさせていただきます。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）観光は非常に幅も広い、奥も深い、それから実益も上がりやすい可能性を秘めた分野ではあると思うんですが、今までは人材も足らなかったもので、看板をつけたりパンフレットをつくったりというあたりからも、卒業をなかなかようせんかった。実際具体的などころでは、イベント、今大きなイベントは年に3回ですかね、春の桜と、かあにばると、コスモス、この間の観光協会の総会でもそれがメインで4、700万円ぐらいの事業費ということになっているわけですが、来年度も28年度もそれ以上、余り超えることはない、イベント中心のなんで、協会は協会で別個団体ですので、それを補完する、あるいはそれをリードするような形でむしろ私は観光のマスタープランをつくる、つくっておかないと、今の教育委員会と同じように、今の時点で具体的に何をするというよりもマスタープランづくりが大事である。そこで雇用というても今は税金で雇用した人ばかりですので、実際に観光事業で飯を食う、生業とする人が出てこんと観光産業にはならんと思うんですよ。そこで、その辺に協力隊の人がそれだけの力量があるかどうかは別にしてですよ、結構ある人多いし、それから力量がある人をアドバイザー

として巻き込んでこの3年間、3年間もかかりよつたらいかんと思いますけど、1年間で調査をして、2年目あたりはもうプランをつくると。3年目に実行に移すとかというような時系列の計画も立てて、ぜひ結果を示していただきたいというふうに思います。これは、なかなか1人の力のある人は人を引っ張ってきたとしたら、仮に1人がいろんな、例えば横倉の山で今までない誘客をしたと、実質関係者を連れてきたとしたら、1泊すれば1人が六、七千円から1万円ぐらい使いますよね。1人が50人連れてくる力があつたとしたら、13人おるわけですから物すごい経済波及効果に将来つながっていくので、実質そういう雇用といいますか起業というか、起業から始まらんと雇用する人はおらんと思います。観光で雇用する企業がないわけですから、まず起業から始まって、その人が雇用をしていくという格好になろうと思いますが、そういうふうなところまで考えているのかどうか、もう1回。

議長（斎藤政広君）中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）お答えします。起業まで考えているのかと、そういう分野でございますけども、実は27年度から横倉山につきましては、高知県のステップアップ事業という補助金をいただきまして、横倉山でどんな形の観光案内ができるのか、その後その仕組みづくり、観光に対する仕組みづくりをどうやってしていくか、コースをどうやってしていくか、そういう検討を具体的に加えております。それを今後どのような形にして、実際の案内ができるところまでということをして28年度にその地域おこし協力隊入れて検討していきたいと思っております。そのときに、県のほうでアドバイザーの方に、来ていただいていることがかなり仁淀川流域のことに精通しておりますので、その方を入れながら人材育成といえますか、その地域おこし協力隊についても観光の部分、そういうところをフォローしてもらいながら何とか仕組みづくりをして、案内できるところまでやっていこうと考えているところでございます。以上でございます。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）ぜひ、慌ててもいかんですが、一個一個、全体プランをたてて一個一個実現化していただきたいというふうに思います。それでは、次に今の隊員の中で、何というか理解しがたいという点の具体的な一つはですね、隊員が悪いんじゃないんですけど、おち駅でお魚の販売を担当してもらっていると。これが1人専用じゃなくて、いろんな人が入れかわり立ちかわり、日をかえてというか、担当の日をかえて販売にかかわっているように思いますが、これは1人当たりにしたら月にどれぐらいの日数かかっていますかね。

議長（斎藤政広君）中内企画課長。

企画課長（中内 利幸 君）お答えします。おち駅のお魚の部分で1人当たりどれぐらいということを考えているかということでございますけども、28年度につきましては、現在の隊員で1年間に4、5回ぐらい入って、皆さんいただけるようなというようなことでの割り振りを考えておるところでございます。これにつきましては、もちろんおち駅のスタッフの部分が少ない部分がありますけども、そこで住民と触れ合うことによって住民の方に覚えていただけますので、そこから新たな人と人とのつながりができますので、そういう面でも非常に役に立っている、貢献していると、地域活性化になっていると思っているところでございます。そして、おち駅にすれば1人少ないスタッフの確保といいますが、そこら辺の労働力の確保にもなりますので、ともに求めるものというのが一致しておりますので、引き続いてやっていただければと考えているところでございます。以上でございます。

議長（斎藤 政広 君）2番、武智議員。

2番（武智 龍 君）越知産のお魚、また仁淀川産のお魚を扱っているところなら非常にいいと思いますが。あそこで売っている魚は仁淀川の魚はおらん。越知は魚の特産産地ではないのになぜ魚かというところはあるんですね。それからもう一つ、通常の販売員が不足なら、例えば産休だとか病休で休んだところを協力隊が臨時的に穴埋めするという、これはいいことだと思いますが、恒常的にですよね、年間やる。それから今2回目に答えられたスタッフが足らんので今後も続けたいという、これはちょっと普通の事業ですので、販売員は雇用してやるべきじゃないかと思いますが。狙いは魚の販売担当をさせる狙いというのはわかりました。それなりの効果も当然あっていると思うんですけど、果たして協力隊がこれを1年間もずっと続けて、2年続けてやりゆ人もおると思うんですけど、これやらすべきですかね。どっかで区切りをして販売員を確保する。別に確保すると。制度があるから安うて売り上げ上がってますって言うけど、損益計算をしたときに、それは税金で人を入れゆので出は少ない。帳簿へは出てこんど思いますけど、人件費としては。でも、それで活性化につながるというのはちょっとどうかと思いますが、どうですか。

議長（斎藤 政広 君）中内企画課長。

企画課長（中内 利幸 君）お答えします。ちょっと説明が不足の面もありました。お魚のまず販売日ですけれども、27年度は火曜日、金曜日がお魚の日となっております。そして、今回、28年度途中からになりますけども、金曜日をお魚にということで、週1回ということになる方向でございます。それと、協力隊を中心にお魚をやってもらってますが、業務はお魚の販売だけでなく、おち駅全体のレジであったり、商品の陳列、

いろいろな、今回で言いましたら、ふるさと納税の箱詰め作業その他たくさん加わってもらいますけれども、全体の中での業務をしていってもらいますので、お魚の販売だけでなくそういうふうな流通、当然直産品の農産物なんか入ってきますので、そういうところもつながりもありますので、そういう幅広く農業から先は6次産業ぐらいまでつながるようなそういう中での一部分を占めていただくということで、大きな意味で勉強になっていると思っているところでございます。以上でございます。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）日高の村の駅のように、チーフになる人が元スーパーのバイヤーであったという、この方がいるが故にあそこが3倍速で売り上げが達成しているわけです。越知町には今そういう人が臨時的な人でそういう人が実際置かれてないわけですので、なかなか陳列、販売、経営計画、そういうようなものに対して指導できる人が少ないと思うんですよ。じっとして家に座るよりはそれはええかもしれんですけど、その辺、これからも検討していただきたいというふうに思います。人を入れればそれは勉強になります。そういう方面で6次産業までこぎつけたいという人がチーフにおっての指導ならええですが、自分の感覚だけでというのは余り勉強にはならないと思います。それを言うのにですね、実はこういう島根県の海士町の高校の先生がこんなことを言われました。ちょっとマインド的なことになりますが、ふるさとという、うさぎ追いしという歌がありましたよね、この3番に、「志を果たして、いつの日にか帰らん」と「山はあおきふるさと、水は清きふるさと」というのが3番にあります。これは、ふるさとを離れて都市へ出た若者が自分の夢をかなえて、目標を達成して成就させたらいつの日からふるさとへ帰ろうという都会で歌った歌というふうに解説をされておりますが、大正時代に文科省が小学校の唱歌として採用されたということですけど、地域おこし隊員にこれを当てはめると、今度は逆ですね。意味は逆で、都会の安定した職業を捨てて、全員ではないかもしれませんが、捨てて社会貢献を含む自分の夢を、夢の実現のために地方へ移住してこられているというふうに思います。その夢と本町の課題というのがマッチングすれば、非常に夢もかなうし課題も解決する、町も活性化するということになると思いますが、そういうことを考えたら、お魚の販売というのが夢の実現に役立ってればいいんですけど、余りにもいつまでも続けるべきではないかというふうに思います。検討もしていただけるということなので、ぜひそういうことも含めて彼らの夢の実現、越知町の課題解決、これのマッチングを一緒に考えていただきたいと思います。

2番目に通告しました、各隊員のミッションと具体的な活動内容というのについては先日詳しい資料をいただきましたので、これは省略させていただきます。

それでは、最後の行政報告についてお尋ねいたします。町長の行政報告、非常に最近は事あるごとに機会を捉えて詳しく御説明をいただいておりますが、なかなか町長の話をもメモするというのは非常に至難のわざなんです、でも内容は非常に、計画した事業をどれだけ進捗状況も聞けたり、それから町村会の情報が聞けたりして、議員にとっても町民にとっても関心の高いことなのですが、町民に対しては町の広報で出してはいただいておりますけど、それまでの間に私たちが町民から聞かれても、あるいは話をする機会があっても、正確に御報告できないので、ぜひ文書でお願いをしたいと思いますが、この点についていかがでしょうか。

議長（斎藤政広君）小田町長。

町長（小田保行君）おはようございます。武智議員に御答弁申し上げます。確かに長いので、なかなかメモするというのは大変だと思います。ですが、私も議会ごとにですね、報告したいことをメモ書きをしておりますが、それ以外もですねアドリブで言うたりすることも多々あります。ですが、おっしゃるようにですね、今私の原稿としてつくっておりますので、もう少しわかりやすいようにすれば、議員の皆様方にも資料としては十分見てもらえるのかなと思いますが、ちょっと手直しもしながらですね、そのように対応させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。なお、今議会の分につきましては、議会終了後でもお渡しはできるかと思います。以上でございます。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）特別な個人的な考え方とか大きく出せというわけではない。決まったことがどれだけいきゆかというようなことが多くなってくると思いますので、ぜひいただきたいし、今後も続けていただきたいと思います。アドリブは説明のときに言うてもらったら、それはメモはできますけど、参考までに、いの町の町長からいただいた文ですけど、いの町はこういうような議会前に割と話し言葉でつづっていますが、今議会は5ページ、表紙を入れて5ページになってますけど、これは議会で読み上げるというふうに議員は言っていましたけど、こうやっていただくと非常に皆さん伝えやすい。それからの町の議員の中にはこれをもとに自分の活動報告を町長のも入れて町民に報告されている議員もいらっしゃるそうです。ぜんぜんこれは何の支障もあるものではないので、ぜひ今後も続けていただきたいと思います。

もう1点、これは御協力がお願いできないかなと思いますが、議会で行政報告をされるわけですので、議会でのやりとりは一応議会広報というのが出ておりますので、できたらその中で町長の行政報告も凝縮をして、スペースが限られておりますので、出させていただくと議会でのやりとりというのが非常にリアルに町民に伝わっていいかなと。今は議会のやりとり、広報に出してもらっている、町民は1月早うには知る

ことはいいとは思いますが、その辺もまた御検討いただいて、できたら議会だよりに載せさせていただくということもコメントいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（斎藤政広君）小田町長。

町長（小田保行君）町広報に議会終了後に載せさせてもらってますのは、情報は早いほうがいいということもあってですね、載せるようにしております。議会の広報に載せていただくということもですね、当初検討しておったところですが、紙面のこととかですねそういった調整は必要なのかなとは思っておりました。そういうこともあって、広報に今は載せております。ちょっとその辺また議会事務局ともですね、検討協議をしてですね、どのようにするか決めてまいりたいと思います。以上でございます。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）今回も長時間になりましたが、皆さん方真摯にお答えいただきましてありがとうございます。以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。（拍手）

議長（斎藤政広君）以上で武智龍議員の一般質問を終わります。

お諮りします。これより11時10分まで休憩したいと思います。御異議ありませんか。（「異議なし。」の声あり）それでは、11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時10分

議長（斎藤政広君）再開します。続いて、1番、小田範博議員の一般質問を許します。1番、小田範博議員。

1番（小田範博君）ただいま議長の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問を行います。今回は、2点について通告をしておりまして、1つ目の町営住宅使用料の滞納状況からお聞きをしたいと思っております。まず最初に、平成27年度末の滞納件数と金額をお聞かせ願います。

議長（斎藤政広君）織田総務課長。

総務課長（織田 誠 君）小田議員に御答弁申し上げます。27年度末の状況は滞納件数36件、25人分で、金額854万7,400円であります。

内訳は、27年度の現年分が20件で237万100円です。27年度の滞納繰越分が16件で617万7,300円であります。以上でございます。

議長（斎藤政広君）1番、小田議員。

- 1番（小田 範博君）状況については、把握をできました。今、お聞きをしたこの中には払わなければいけないというような気持ちはあっても、いろいろな事情があって毎月きちんと納めることのできない家庭、それから過去の滞納分、これを分納で納めている方などがあることは十分承知をしているところでございます。この中に、しかし数年にわたって支払いのない方がいると聞いておりますが、事実であればその件数と金額をお聞かせ願います。

議長（斎藤政広君）織田総務課長。

総務課長（織田 誠 君）小田議員に御答弁申し上げます。長期に支払いのない方におきましては8名おります。この方の合計金額を計算しておりませんので、多い方で1人105万400円、それから76万円、72万円、69万8,800円、38万4,700円、それから1万、114万4,000円、37万5,100円、このような方がちょっと支払いがとまっている方の分でございます。以上でございます。

議長（斎藤政広君）総務課長、何年度から何年度を教えてください。

総務課長（織田 誠 君）この方たちで多い方、古い方の分は平成19年度の途中から11月分から残っておる方、平成21年度の12月分から残っている方、平成22年度の5月分から、それから平成24年度の11月分から、平成26年度の6月分から、平成25年度の6月分から、平成25年度の9月分からは主な長期の滞納者の状況でございます。以上でございます。

議長（斎藤政広君）1番、小田議員。

- 1番（小田 範博君）今、お聞きをしたところによりますと、こうした人がいわゆる滞納のほとんどを占めておるといったような印象を持ったわけですが、現在こういった人たちにどのような集金の努力をされており、またどのように接しておるのか、お聞きをしたいと思います。

議長（斎藤政広君）織田総務課長。

総務課長（織田 誠 君）御答弁申し上げます。平成27年度の対応状況でございますが、27年度の滞納繰越分の16件のものに対しましては督促状

及び催告状を27年の8月に送付しました。そして、それで面談や電話による納付相談を実施いたしまして、催促状により支払いをして下さっている方、それから新たに分納の誓約書を提出したくださる方もおります。中に連絡がとれていない方も2名おります。その後約束はしたものの納付が遅れる方もございますので、再度の通知を3月25日付で行いました。現状としては、このような対応しかできておらないのが現状で、十分なものでないことは私も認識しております。以上でございます。

議長（斎藤政広君）1番、小田議員。

1番（小田範博君）今、お聞きした内容ではいわゆる個別面談であったりとか、夜間徴収的なことについては過去においても実施をしてきていないということですかね、これについては。お答え願います。

議長（斎藤政広君）織田総務課長。

総務課長（織田誠君）御答弁申し上げます。27年度は夜間徴収は実施していないのが現状でございます。こちらから催促状や電話によって面談や電話での納付相談のみでございます。以上でございます。（「総務課長、過去。」の声あり）

総務課長（織田誠君）過去においては、私のちょっと記憶の限りでは最近、ここ4、5年は夜間徴収は実施してない記憶でございます。そのまた昔は平成21、2年ごろは夜間徴収というか、徴収のほうもしてたような記憶がございます。以上でございます。

議長（斎藤政広君）1番、小田議員。

1番（小田範博君）当然と言ったらなんですけども、連帯保証人もおると思うのですが、保証人にはどのような話をされて、どのような対応をされてきたのか、この件についてもお聞きをいたします。

議長（斎藤政広君）織田総務課長。

総務課長（織田誠君）お答え申し上げます。確かに入居のときには連帯保証人をつけて申し込みとかそういう契約のほうにしております。催告状のほうにも連帯保証人に連絡をすとかいうことの文面もつけております。27年度の状況につきましては、過去もそうでしたけど、公営住宅制度は住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃の賃貸住宅を提供することによって、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としていることにより、そういう制度目的もあって、正直連帯保証人までの連絡をようしていないのが現状であります。以上でございます。

議長（斎藤政広君）1番、小田議員。



1 番（小田 範 博 君）職員が日ごろ並々ならぬ努力をしてもやっぱり支払いのない長期滞納者、こういったものにはやはり町長がみずから説得に行くことが一番効果がありはしないかと思うのですが、そうすることによって職員の意識の高揚、これにもつながるんじゃないかというふうに考えておるわけですが、町長、過去に一度でもそういった家庭訪問なりとかいった説得に行かれたことがあるのか、またこういった考えについてどう思われるのか、このことについて答弁をお願いします。

議 長（斎 藤 政 広 君）小田町長。

町 長（小 田 保 行 君）小田議員にお答え申し上げます。私が就任して2年過ぎたところでございますけども、戸別訪問したことは私はございません。今後ですけども、これまでも私も職員でありましたので、首長がですね滞納者に訪問してお願いをするということは恐らくなかったのではないかなと思いますけども、今、総務課長からも答弁をしましたようにですね、まだちょっと手が足りてない部分もありますので、そこは今後ですね、そういうできていないことをやっていくということをまずやりたいと考えております。以上です。

議 長（斎 藤 政 広 君）1番、小田議員。

1 番（小 田 範 博 君）若干消極的な部分と今後期待をせないかんという部分とが含まれてこようかと思うんですけど、実際こうしたケース、長期的にわたって放置をするということになったら町にとっても大変大きな損失になるばかりではなく、やはり近所に住む住民、こういう人も行政に対して不信感、こういったものを抱いて自治機能、こういったものまで失うのではなからうかというように思うんですけど、このことについて町長はどう考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

議 長（斎 藤 政 広 君）小田町長。

町 長（小 田 保 行 君）小田議員にお答え申し上げます。おっしゃるとおりだと思っております。それで、今後のことにつきましては、なお総務課長からですね、答弁をさせますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長（斎 藤 政 広 君）織田総務課長。

総務課長（織 田 誠 君）小田議員に御答弁申し上げます。確かにここ数年の住宅使用料の滞納回収につきましては非常に手が足っていないことは認識しております。このまま滞納を放置していくことはきちんと納付されている方や住民からの信頼を裏切ることになると考えております。今後は法的措置も視野に入れ、滞納の回収に努めていきたいと考えております。悪質な場合は明け渡し請求も検討していく必要があると考えておりま

す。公営住宅の賃貸契約は基本的に民法上の賃貸借契約、民間のアパート、マンション等の賃貸借契約と同じでありますから、住宅使用料は民間アパート等の家賃と同じ私債権になります。滞納使用料の請求は民事訴訟となり、税金のように行政からの強制的な差し押さえ等の滞納処分ができません。裁判所の決定を経て強制的な回収が可能になるものでございます。まずは、滞納者との面談等の連絡を密に行い、滞納の背景を把握した上で回収プランを立て、連帯保証人へも催促をし、そういった方々と連携もして回収に努めていきたいと考えております。以上でございます。

議長（斎藤政広君）1番、小田議員。

- 1番（小田範博君）真面目なものであったり正直者がばかを見ると、こういった行政ではだめだというように思っておりますので、今後の対応など見定めながら、この件については以上で終わりたいと思います。

次に、1区の購入予定地の宅地の件についてお伺いをしたいと思います。この場所に宅地、これができたのはたしか昭和50年以降のいわゆる災害等で発生した残土、これなどを利用しながら個人業者が造成をして、昭和56年ごろだったと思うんですが、完成したように記憶をしておりますが、まず間違いないでしょうか。

議長（斎藤政広君）中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）小田議員に御答弁申し上げます。56年ごろで間違いございません。担当が聞き取り調査によっていろいろ調べましたけども、56年ごろということで聞き取りをしております。以上でございます。

議長（斎藤政広君）1番、小田議員。

- 1番（小田範博君）ことしになってですね、この造成地を移住定住用地として購入したいという旨の説明がありまして、企画課の職員の方に御同行いただいて、現地の視察をいたしました。面積的にも十分広く日当たりもよい、立地条件は申し分のない土地であると思ったのですが、ただ、南面の土留め、この構造物が非常に高いといったこと、それからブロックのブロック壁、これの上部、これがお城の忍び返し、これを思わせるような構造となっていることにこれで大丈夫かといった不安を抱いておりました。この造成地が完成して、現在までですけども、幸いにも大きな地震、こういったものもなく運よく保ってきておるなというイメージで思っております。それこそ今言われておりますように、今後30年以内に70%以上の確率で発生すると言われておる南海トラフ地震、こういったものが起こった場合、崩壊をする危険性が非常に高いと思ってお

るんですが、今回の補正予算にも購入財産購入費として計上されております。いわゆる購入をするということに当たって、コンクリート擁壁、それからブロック壁、どのような安全確認を行ったのか、行ってきたのか、お聞きをいたします。

議長（斎藤政広君）中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）お答えいたします。現在までにどのような安全確認を行ってきたのかという問いでございますけれども、確かにこの擁壁につきましては下部がコンクリート擁壁で上部がブロックという複合擁壁となっておりますが、造成されたときの地盤とか擁壁についてのデータが残っておりませんので、あえて一から調査するようなことは現在のところいたしておりません。

議長（斎藤政広君）1番、小田議員。

1番（小田範博君）ブロック壁、これは西の方向になるんですけれども、3カ所ほど、いわゆる強度を高めるためと思われるものが施工されておりますけれども、これもブロック壁の前面に張りコンを施工しているだけかなというように見受けられます。それと、またその東の方向にも大きくはないんですけれども、数カ所クラックも確認をされる状況です。購入後に補強などの対策を考えておられるのかということと、するとなれば非常に多額の費用が必要となると思うんですが、町長の見解をまずお聞きをします。（「休憩でお願いします。」の声あり）

議長（斎藤政広君）休憩します。

休 憩 午前11時29分

再 開 午前11時30分

議長（斎藤政広君）再開します。前田建設課長。

建設課長（前田桂蔵君）小田議員に御答弁申し上げます。御質問の造成地の構造物でございますが、この建物、議員の言われたように昭和56年ごろということで、約現在35年ほど経過しているものと思っております。まず造成についてですね、今度、今回購入しようという面積は約1,500平米ぐらいだったと思うんですが、あの造成地を見てもみると、まだ全体として一体として造成をしたと思われまして、その状況でですね、今現在であれば開発許可が必要でございますので、構造計算とか構造物の詳細な設計とかそういうものをですね提出して許可を受けるようになって

ておりますが、これはうちの都市計画区域の決定をする以前のものでございまして、そういう必要がございませんでしたので、構造物についてもデータは残っていないという状況でございます。したがって、現在ですね、現状、私どもとしましては外観を今観察をしている状況でございますが、約、構造物は全体で7メートルぐらいございまして、言われたように、上部のほうに、ブロックのほうにヘアクラックが見受けられました。しかし、現在、今の時点でですね構造物が動いておるといこと、そしてまた裏荷といいますか、盛り土部分がですね沈下しておるといふような状況は今のところ見受けられてないという状況でございます。この構造物のですね、安全か安全でないかという、安全でなければどれぐらいの震度に耐え得るかとか、そういう詳しい状況についてはですね専門家のほうに依頼をしてですね、計算をしていただく必要があると認識をしております。以上でございます。

議長（斎藤政広君）中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）お答えします。内部でもやはりコンクリートウェイトが7メートルありますので、そこら辺の部分については議論しましたけれども、ここについて調査となりますと、金額ははじいてないんですが、かなり費用がかさみますので、現実的には難しいと。それでそういうところを説明した上で買っていただける方に全てのことをお話をした上で買ってもらえるような方向で調整したいと、分譲したいというようなこと現在考えておまして、調査はしていないというところでございます。

議長（斎藤政広君）小田町長。

町長（小田保行君）小田議員にお答え申し上げます。購入後に補強をする考えというのを私にお聞きだったと思います。現状、先ほど建設課長が言いましたように、全体の面積が3,000平米ぐらいあってですね、現在、他の民家も建っている状況でございます。地震の際に云々ということになりますと、確かに今回その部分、今回言っている部分を町が購入することになっております。地震の際にどうかということになると、恐らく町の立場としたら、じゃ町内の造成地はどうなるかということも当然考える必要があろうかと思っております。今回ですね、確かに購入ということではありますが、安全性の確保といった面で専門家に調査をするということも一定必要なことではあろうかと思っております。しかしながらですね、今の越知町内に土地がない状況の中でですね、先ほど議員が冒頭でおっしゃられた日当たりがいいとか、なかなか立地条件がいいところではあるかと思っております。議員のおっしゃる懸念することもですね確かに一つあるとは思いますが、企画課長が申しましたように、これを分譲するときですね、土地の安全性を確保してですねどうなのかといった部分につきましては、私としては現状のですね、中でですね確かに地震

が起る可能性があるのではということにつきましては、どこでも言えることではないかというふうに考えておりますので、こういった土地をですね今回購入して今の段階で民地でもありますので、正確な調査に入るということも少し行政としては入りづらい面もあるのも事実であります。したがってですね、現時点で購入後補強するかということになると、これは土地の価格にもはね返ってくる問題でもありますので、でき得れば現状で先ほど企画課長が申しあげましたように、地震が起こった際に不安をあおるということではないですが、安全な建て方であるとかですね、こういうふうにしたらいんじゃないかというようなアドバイスも含めてですね、当然買っていただく方に対して説明をしてですね、やりたいというふうに考えております。現時点では私はそういうふうに考えておりますので、また御意見いただければと思います。

議長（斎藤政広君）1番、小田議員。

- 1番（小田範博君）今それぞれ答弁をいただいたわけですが、いわゆる手をかけるというか、現状への補強ということについては考えておらん。できるだけ現状維持の状態で安く販売をしたいというようなお考えであるというように理解をしたわけですが、これはちょっと関連があるんですけども、この土地のちょうど入り口にいわゆる同時期に造成をされた宅地の一部、ここに個人で住宅が2軒建てられています。この2軒とも家屋にいわゆる狂いが生じているといった状況であるようですが、こういったことも耳にされたことはありますか。

議長（斎藤政広君）中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）お答えいたします。民地の建てた手前の2軒についてということで、その部分には調査できておりませんので、ちょっと耳には入ってないです。今回、不動産鑑定を依頼して調べる中で、全体を技術の方にも見てもらってますので、そういう中で56年当時から大きな崩壊、ヘアクラックはありますが、ないということの報告を受けてますので、今回購入を予定している土地については大きな狂いがいないというようなことで報告受けているところでございます。

議長（斎藤政広君）1番、小田議員。

- 1番（小田範博君）安全性の低い、いわゆる言葉は悪いんですけども、不良財産、こういったものを取得をするということになれば、将来に非常に大きな負担を残すことにはなりませんかというような懸念もするわけですが、このことについて町長はどう考えておられるのか、お聞きをします。

議長（斎藤政広君）小田町長。

町 長（小 田 保 行 君）小田議員にお答え申し上げます。不良財産という言葉が出ましたが、今お話をいただくまで、不良財産という言葉さえもですね、私の頭の中になかったところでございますけども、個人の家の方が狂いが生じちゅうという情報というのは今初めて聞きましたけども、何といたしますか、不良財産なのかどうなのかも含めてですね、そこは確認する必要があると思います。なかなか不良財産という定義が難しいと思いますけども、そこはその情報収集はせないかんとは思っています。以上です。

議 長（斎 藤 政 広 君）小田議員。

1 番（小 田 範 博 君）仮にこの土地を取得した場合、いわゆる2ないし3区画ぐらいを民間に分譲したいという考えも聞いております。その後、購入希望者が出た場合、どのような説明を行ってどのような契約書もしくは誓約書、こういったものを作成をするつもりなのか、お聞きをしたいと思っております。

議 長（斎 藤 政 広 君）中内企画課長。

企画課長（中内 利幸 君）お答えします。まず、購入希望者が来た場合ということでございますけども、分譲のしてくださる、中田建設の社長と面談しまして、そのときに売り物件ということで出したところ、50坪、100坪を買いたいという問い合わせが3件ほど来てるというような流れがあります。また、移住定住策をする中で町内で土地がないろうかねというような話も受けてますので、購入希望者はあの土地ですので、あるんじゃないかと来られているところがございます。そういう中で、町としての安全対策ということで、分譲希望者にまず南側が高い擁壁でそういう状態でございますので、できれば南側を庭にするような形にしてもらって、北側の町道沿いのほうに家を建ててもらおうと、南側を庭にするというような形のアドバイス、あるいは分譲条件というようなことでの対応を考えております。

それともう一つ、現状そういうことを知って売った場合に、もし仮にその擁壁の部分に何か生じたことが考えられます。そういう場合があつてはということで、町として一応法的責任ということで、顧問弁護士のほうに相談いたしております。そういう中で、民法572条の担保責任を負わない旨の特約というのがありまして、担保責任を負わない旨の特約を交わした場合であっても、知りながら告げなかった事実がある場合はその責任を免れることはできないとされていますので、知っていることは分譲する方に告げて契約を交わすようにしたいと思っております。先生とも話をしまして、案としまして、本件土地造成においては、昭和56年ごろに民間業者により造成売買されたものであり、地盤、擁壁についての詳細な図面、経過のわかるものはなく、また造成を行った関係者等は死亡しており、詳細なデータは残っておらず、専門的な調査はなさ

れていませんというような文言を売買契約書の中に1項うたい込むような形で考えております。そういうことによって、それで構わんというわけではありませんけども、今回、分譲するに当たって、求めている人もおりますし、安く提供するようにするためにはどうしても補強とかになりますと、今回購入価格以上のものの工事費が要るようなこともちょっと中で試算はしてないけど、検討しましたので、このままの状態であればお分けできれば一番いいんじゃないかと、安全対策についてはもう後ろに控えるような形のそのようなことしか、難しいかなというようなことで現状考えております。以上でございます。

議長（斎藤政広君）小田議員。

- 1 番（小田範博君）どうしても構造物の安全面、これについては町としても保証はできんような状況ではあるというようなことも認識をさせていただきました。この件についてそれこそ弁護士の方にも相談をされているということでございまして、将来的に紛争が起きんというようなことがまず第一だと思っております。いわゆる行政そのものがこうした気持ち、こういう真面目な気持ちというか、そういったものを心がけてやっていただきたいなと思っております。以上で、私の質問を終わります。（拍手）

議長（斎藤政広君）以上で、小田範博議員の一般質問を終わります。

お諮りします。これより午後1時まで休憩したいと思いますますが御異議ありませんか。（「異議なし。」の声あり）異議なしと認めます。それでは、午後1時まで休憩します。

休 憩 午前11時45分

再 開 午後 1時00分

議長（斎藤政広君）再開します。午前に引き続き一般質問を行います。3番、市原静子議員の一般質問を許します。3番、市原静子議員。

- 3 番（市原静子君）3番、市原静子。通告にしたがいまして一般質問させていただきます。初めに、改正発達障害者支援法成立についてお伺いをいたします。発達障害のある人、それぞれの特性に応じた支援を強化する改正発達障害者支援法が5月に成立、また、国家資格、公認心理士の法律も成立、これを受け、本町での支援の取り組みを聞く。また、啓発の方法はでございます。私は、発達障害者支援法ということは知らない

こともたくさんございます。機会あるごとに勉強させていただいておりますが、障害のあるなしにもかかわらず、ともに暮らせる地域や社会になるためには、まず自分から理解をすること、知ることから一人でも多くの方に理解をとの思いで今回の質問もさせていただきます。

発達障害者支援法は2005年の4月に施行されて10年ぶりに改正されました。これを受け、新聞に対談が載っておりました。日本発達障害ネットワーク理事長、市川宏伸さんがこのように話されておりました。これは抜粋でございます。国民のおよそ10人に1人は発達障害があるとも言われる中、多くの発達障害者には適切な支援の手が差し伸べられていなかった。今までの発達障害とは自閉症やアスペルガー症候群、学習障害など、個々に異なる特性への理解やそれに応じたきめ細やかな支援はまだ十分とは言えない。今回の支援法によって、国や自治体の支援対象にきちんと位置づけられたことは画期的で、それまでは発達障害者への支援は知的障害者施策の一部にすぎなかった。このようにおっしゃっておりました。私の認識もそうございました。改正法には、基本理念が新たに盛り込まれ、日常生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を除去することが支援の柱の一つとして備えられている。この10年で発達障害の裾野の広がりを実感している。また、児童虐待、いじめ、アルコール依存症、ごみ屋敷、孤独死などにも発達障害が関係していると見ることで、解決の糸口になる場合もある。実は今、世代的な問題なのである。一方、発達障害者はコミュニケーションが苦手なため、誤解されやすい、無実の罪に問われやすいのです。改正法で司法手続における配慮が盛り込まれた点も大いに評価している。発達障害一人一人の特性に応じたオーダーメイドの支援こそ私たちの念願です。このように会長は話をされておりました。

こういった対談を読むに当たり、私も理解を少しずつ深めているところでございます。大きな都市といえば人数はたくさんおられますが、越前町といたしまして、皆様と共有し差別をしない心の広がりを見たいところでございますけれども、そういった意味での発達障害の方たちに対してですね、本町でのこういったお考えで取り組みをされているのかということをお聞きしてから、またその次の、一つずつ質問させていただきますが、まずこの点について伺いをいたします。

議長（斎藤政広君） 結城保健福祉課長。

保健福祉課長（結城盛男君） 市原議員に御答弁申し上げます。発達障害者法は自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害など、発達障害を持つ者に対する援助等について定められた法律であります。議員もおっしゃられたように、平成17年4月1日より施行されており、ことし5月の国会にて改正発達障害者支援法が可決成立いたしました。国及び地方公共団体の責務の追加があり、切れ



目なく発達障害の支援を行う、また発達障害者及びその家族その地の関係者からの各種の相談に対し個々の発達障害者の特性に配慮しつつ、総合的に応ずることができるようにするため、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を行うことが規定されました。

本町において、発達障害の方で児童発達支援、通所サービスであります、利用されている方が1名います。日高村の障害児通所支援事業所、ぷらうらんど長山田で月5日、週1回ないし2回利用し、日常生活における基本的な動作の指導、知識、技能の付与、集団生活への適応訓練などを行っております。

本町での支援の取り組みとしましては、乳幼児健診、1歳6カ月健診、ことしから年3回実施します。3歳児健診、これもことしから3回実施ですが、これらの健診におきまして、専門の心理職である臨床心理士の先生による発達相談を行うことが重要だと考えます。そこで、グレーの乳幼児に対しては子育て相談会、中央西福祉保健所、療育相談へつなげていく。また、3歳児健診以降、就学前健診まで発達検査はありません。しかし、現状では保育園、幼稚園で気になる子どもはいますので、乳幼児健診だけでは要配慮状態が発見されにくい面があります。3歳児健診をスルーして、就学してから要配慮状態が顕在化するケースが見られます。保育園、幼稚園の巡回相談、来園中の気になる子どもに対する相談であります、ここにおいても臨床心理士による相談が重要となってきます。早期に発達障害であると判断することも大変重要なことでもあります。その一方で、その子どもの特性とそれに合った接し方に周りが配慮できる仕組みづくりや子どもの個性を生かす方法を見つけることにより、養育力を高め、子育ての不安や負担を軽減できる親支援に力を入れていくことも今後は重要になってくると思います。親支援マニュアルの作成、保育園、幼稚園と連携しながら、教育委員会とも連携しながらこういった親支援に対する取り組みをも同時にしていけないといけないと思っております。啓発の方法としましては、社会全般に対して、発達障害の理解を深めるため、町広報等を通じまして啓発活動を行っていく必要があるかと思っております。以上でございます。

議長（斎藤政広君）3番、市原静子議員。

3番（市原静子君）詳しく説明していただきましてありがとうございます。保育園、幼稚園、私が今年の9月にですね3歳児の健康診断に伴って臨床心理士さんをとのお話もさせていただきました。やはり小学校、中学校に上がってから、それがあらわれることが多いということを知ったからでございますけれども、やはり今、本当に先ほどの会長が言われました全世代的な問題も上がっているということで、やはり学校や職場な

どでの心のケアを必要とする人が増えているということでございます。その中で、国家資格であります公認心理士のあわせて法律も成立をしたということで、本当にうれしく思っております。公認心理士という資格といたしましたら国家試験になりますので、やはり受けるまでの準備という経過がありますのでね、もうこれは2年先になりますけれども、やはりこういった一番大事な資格がですね、着々と進んでいるということは大変に喜ばしいことと思えます。

今、課長もおっしゃられましたとおり、私があえて法律が決まった上での町の取り組みもわかりましたし、その上で一番私が訴えたいということはですね、このことをわかりやすく町民にお知らせをしてほしいという意味が90%頭の中にありましてですね、質問もさせていただきました。今も広報でですね知らせをします、啓発をしてくださるというお話がありました。やはりそういった法律、また制度が変わる、また条例とかさまざまな国からの変わってくる問題というのは、ことしに入りまして、4月から実施されているさまざまな制度が変わっております。そういった制度の変った内容、今、私はこの2つを取り上げましたけれども、それ以外にですね、子育て、教育、保険税制、また暮らしの中でね、このように変わりましたよというようなことがたくさんあるわけです。そういうこともあわせて町民の方にですね、お知らせをしてほしいという念願です。というのも、4月の広報では、乳児から2歳までの母乳のおっぱいのマッサージですね、そういった形で母乳が出る方法を住民課のほうできちっと、2歳弱ですかね、その分が無料でね、受けられますというような広報に載っておりました。私は載ってるなど、すごくうれしかったんです。住民課の担当のほうからそういった制度が変わると広報に載せていただけます。また、これは福祉のほうからもですね、やはりこういったことが法律で決まりました。そういった個々の課でですね、やはり法整備が変われば必ず、ことしの4月から、ことしの何月からこのような法整備ができましたということをお知らせしてほしいなという思いがあります。今も法律の改正の分も啓発をしていきますと言っていましたので、大変にありがたいと思っております。

先ほどの公認心理士の法律も成立をしましたとお話をしましたけれども、本当に、これも今先ほど課長が言われました幼児、1歳児の年3回の健診、これも増えておりますが、本当にありがたいです。それで3歳児健診、こういった保育園、幼稚園、こういったね順番の手当というたらなんですけれども、そういったことも取り組んでくださっているということも大変うれしいことです。国家試験、国家資格という公認心理士が今までになかったということもとても寂しいことではありますが、これからは明るい兆しが見えてくると思えます。公認心理士についてもどのようにお考えになっておられるのかを少しお聞きをいたします。

議長（斎藤政広君）結城保健福祉課長。

保健福祉課長（結城盛男君）市原議員に御答弁申し上げます。公認心理士は平成27年9月9日、議員立法によりまして成立し、同9月16日に公布されております。この法律は公布の日から2年を超えない範囲において政令で定める日から施行されることとなっております。施行はまだ先の予定ではありますが、指定試験期間等に係る一部の規定は平成28年3月15日から施行されております。国家資格である公認心理士は、現行の臨床心理士、これは民間資格であります。と同様、保健・医療・福祉・教育等の分野において心理学に関する専門的知識や技術を持って心理に関する相談や助言、指導等多岐にわたって活動を想定されております。公認心理士法ができた背景としましては、日本では心理士、心理カウンセラー、心理セラピストなどの心理職には国家資格が存在しない一方、民間の心理学関連資格は多数存在します。しかし、欧米諸国はもとより、中国、韓国にも心理職の国家資格が既に整備されておる現状など、国際的観点からも制度の遅れがあることに鑑み、日本における心理職国家資格の創設必要性はたびたび取り沙汰されて来ておりました。第1回国家試験は平成30年までに実施する予定となっております。現在、国・県より自治体に対してこのことについての説明状況等がございませんので、今後、公認心理士はさまざまな分野での活躍が期待されると思いますので、自治体の事務においても今後活用が見込まれるのではないかと考えております。以上でございます。

議長（斎藤政広君）3番、市原議員。

3番（市原静子君）詳しく説明していただきました。ありがとうございます。2年後は楽しみでございます。鬱病などの心の病を抱える人が100万人を超え、自殺原因の一つとされるなど、深刻な社会問題になっております。心理職の役割は日増しに高まっております。こういったことを一人でも多くの方が認識し、理解をし、地域の方々にもこれを知っていただき、スムーズに社会生活ができるように頑張ってもらいたいと思います。これで、1点目の質問を終わらせていただきます。

2点目に参ります。子ども支援教育についてお聞きをします。1つ目は、胃がんは若いうちから予防すれば大きく軽減される。主な原因であるヘリコバクターピロリ菌である。全中学3年生に検査を実施する考えはないかでございます。胃がんといいますが、全ての胃がんの問題ではなく一部でございますけれども、現在、国民の2人に1人ががんにかかる時、胃がんはがん全体の死因の第2位でございます。年間約12万人が発症し約5万人が死亡しているそうです。若いうちから予防すれば胃がんリスクも大きく軽減をされると思います。この胃がん、肺がんも国からの大きな胃がんの内容の中にですね、入るといいますか、がんのうちですね、入っております。そういった内容からしましても、

ピロリ菌除菌にも胃がんを予防して検査を受けるということは、ピロリ菌が体の中にいるという判明がわかればですね、治療を受けることになるんですけども、中学の3年生になぜ検査を実施する考えということがないでしょうかと聞く一つの原因は、やはり治療するに当たって15歳まで、中学3年生卒業するまで医療が無料であるということです。1人のお母さんからお話がありましてね、やはり中学生でその治療ができれば中学3年生まで無料なので、できれば将来は悩まなくても済むから15歳以上であれば薬も効くのではないかと。受けられるということの判断のもとで、そのお母様は話されたんですけども、治療することに当たっては家族で会議をしながら、治療を受ける件はお任せすることも一つの方法ではございますけれども、とにかく実施するということが大前提ですね、早くから自分の健康を命を守る、健康を第一に考えていただけのきっかけになるのではないかなということですね、中学の3年生に検査をどうでしょうかということを質問をさせていただきました。その件についてよろしく申し上げます、教育長。

議長（斎藤政広君）山中教育長。

教育長（山中弘孝君）市原議員に御答弁申し上げます。中学3年生にピロリ菌の検査をということでございますが、まず、学校保健安全法におきましては規定がございまして、第13条に学校においては毎年定期的に児童・生徒の健康診断を行わなければならないというふうでございます。それからもう一つは、そのどういった検査をするのかにつきましては、施行令のほう、第6条のほうで項目がございまして、まず一つには身長、体重、それから2つ目が栄養状況、3つ目が脊柱及び胸郭の病気及び異常の有無並びに四肢の状態。それから4つ目が視力、聴力、それから5つ目が目の疾病及び異常の有無、それから6つ目が耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無、それから7つ目が歯及び口腔の疾病及び異常の有無、8つ目が結核の有無、それから9番目が心臓の疾病及び異常の有無、それから10番目が尿、それから11番目がその他の疾病及び異常の有無とございまして、それから第2項のほうで追加として胸囲及び肺活量それから背筋力、それから握力、そういったものが追加できるというふうになっておるところでございます。そこで、いわゆる学校保健安全法ではピロリ菌はその中へは入っていないということになりますので、越知町独自の対応ということになります。そうした場合に、保護者や本人の同意とか、また学校の検査を利用するというのであれば、学校のほうの了解、それから治療ということになりますと今度は保健福祉課との連携も必要になってくるというふうに思っているところでございます。佐賀県のほうでは、28年度から県内の中学3年生全員を対象に予算化をしたというふうな新聞の記事もございました。その中では、やはり強制ではなくて任意ということで、保護者、それから本人の同意のもとに実施をするというものでございました。

最初の検査は、尿で検査ができるというふうになってございますので、健康診断のときの尿を利用できるという部分ではいろいろ学校等なぐらす必要がなくて、本人もなぐれなくてそのままの健康の検査の尿を利用できるということでは簡単でいいのではないかなというふうに思っておりますが、大体その検査でどれぐらいの程度が見込まれるかという点につきましては、中高生の約5%程度が陽性というふうな記事も出ておりましたので、そんなに人数的に多くなるのではないんじゃないかと、少ないのではないかとというふうに思っております。教育委員会としましても、検査までは対応できますが、それ以降の治療ということになってきますとまた保険の適用も出てきますので、そうしますと胃カメラを飲んでというようなことも保険を使うためには必要になってくると思います。そういったこともございますし、胃カメラを飲むということは、本人の負担にもなってくるかというふうに思いますので、これは保健福祉課、それから学校と協議してですね、今これからの対応を検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（斎藤政広君）3番、市原議員。

3番（市原静子君）ありがとうございました。町独自になるということ、そういったさまざまな健康診断をされてる内容内容です、お聞きしましたら、私もそうだったなというか、60年ぐらい前の話でございますけれども、それこそ仁淀川町の森の小学校の体育館とかに行っただけで検査したことが今頭によみがえりました。本当に事細かくですね体重を測ったり、本当にさまざまな検査、今、教育長がおっしゃったような検査をしたことを思い浮かべました。本当に、そう言って、ピロリ菌はもちろんのこと、それは入ってないということがわかっておりました。その中で、町独自の検査をしていただけるということは本当に感謝です。内容と違いますか、すいません。この検査をもちろんしましてね、その次は治療になるんですけれども、治療するにはやはり胃カメラも飲んで、それから治療するという形にはなるということでございます。そうすると、家族の話し合いのもと、それからやはりそういった段階を踏まえた上での治療をしていかないといけないということですが、それこそ福祉課のほうではどのように治療することに対してですね、お考えをちょっと聞かせていただけますか。

議長（斎藤政広君）結城保健福祉課長。

保健福祉課長（結城盛男君）市原議員に御答弁申し上げます。陽性反応と出た場合にはですね、先ほども教育長が言われたように、次の段階としてですね、抗体検査とかですねしまして、内視鏡検査をいたします。それによって、胃の荒れぐあいとかですね見まして、胃潰瘍とか胃炎とかいうのがあれば医療行為で保険適用になります。その後ですね、除菌を実際やっています。その除菌の場合ですね、ピロリ菌をやっつける薬、胃酸

の分泌を抑える抗生物質の効果を高める薬、さまざまな細菌の発育を抑える薬、3種類の薬をですね服用、1週間いただきます。それによって、ピロリ菌の除菌をしていくわけでありまして。ただ問題となるのはですね、薬事法というのがございまして、ピロリ菌に用いる薬剤の添付文書には、未成年に対する効能効果の記載はありません。というところで、未成年者が除菌を受ける際には医療保険の適用にはならず、自費で行わなければなりません。保護者の同意も必要になってくるとか、こういったハードルがございまして。というのは、抗生物質は未成年者にはまだ認められていないと、そういったところがあるようです。そういったところも15歳の方が成人とみなせばですね、体力的とかいいんですが、そのところについてですね少し研究とかですね、していかなければ、ただ14歳で中学3年生で、除菌の必要性があるかということもございまして。胃がんは通常40歳ぐらいからですね、大体傾向的になってます。そういった体力のないときに除菌しなくても、即10年とかそういったところで、仮に中学3年生15歳でかかったとしても25歳で即胃がんになるとかそういったものではございませぬ。というところで、成人になってですね、ピロリ菌を除菌するというような方法も考えるんじゃないかと思っております。以上であります。

議長（斎藤政広君）3番、市原議員。

3番（市原静子君）ありがとうございました。未成年者の場合は保険がきかないということ、これは私も気がつきませんでした。本当に勉強になりました。やはりお母さんが言われたのには、やはり越知町の場合は、医療が無料だからというようなお話でしたのでね、それで今質問させていただいたことですが、本当に検査をして、自分がその菌を持っているんだということだけでも認識をすることであれば、課長が言われたとおり、成人になってからですね検査をしてもいいんじゃないかと私も思いますし、また、その年齢になりましたら、その処置も自分がどうしないといけないかの判断もあると思いますので、大変に勉強になりました。ありがとうございます。何をさておいて、やはり検査を受けるということが一番大事ですので、本当によかったと思います。町独自での検査でございます。もう何とぞこれを進めていただきたいと思います。ありがとうございます。

次に、まいります。

議長（斎藤政広君）市原議員、ちょっと待ってね。行き違いが若干あるみたいだから。山中教育長。

教育長（山中弘孝君）市原議員に御答弁申し上げます。先ほど御答弁しましたが、検査については実施ということではなくて、関係部署と相談して検討したいということでしたので、御了承いただきたいと思います。

議長（斎藤政広君）3番、市原議員。

3番（市原静子君）私はもう検査していただけるものと思っておりました。でも、なるだけですね、そういった方向へぜひお願いをしたいと思えます。ありがとうございました。

2点目に参ります。4月に改正学校教育法が実施されました。小・中学9年間の義務教育を一貫して行う新たな学校制度がスタートしたが、本町も小・中ともよい環境と連携がとれていると思うが、考えを聞くでございませう。毎年毎年新しい法律がですね施行されたり改正されたり、本当にいいこととございませう。2014年5月、文部科学省の調査によれば、現行の枠組みでの小中一貫教育の取り組みは211市町村で1,130件に上がっているそうです。こうした取り組みを進めることを望む自治体で、4月から義務教育学校へ移行するところが増えているそうです。そういった狙いは何なんだろうかという疑問がありました。それについてこのように新聞に書かれておりました。なぜ小中一貫教育を行うのかと、これは小学6年生が中学3年生の学年の区切りでは中学校に進学したときに不登校などが急増するそうです。中1ギャップと言いますが、中1ギャップが生じたりします。そして子どもの心と体の発達が早期化している状況にも対応できていないという課題も指摘されておられます。そこで、長期的視点で子どもと接し、中1ギャップなどの問題解決を目指すのが小・中一貫教育であるというようなことを書いておりました。これまでと何がどう違うのかといいますと、既存の枠組みでの学習指導要領で定めた学年の範囲を超えて前倒しで授業をする。そういった場合、国に特例を申請しなければならないが、義務教育学校ではそうした申請が要らなくなる。また、現行の仕組みでは小・中学校それぞれに教職員組織があり、事務の手續は別々で行わなくてはならない。学校間の調整にもかなりの労力をかいている。義務教育学校では一つの教職員組織として一元化されるため、事務の効率化が期待される。組織では校長は1人、1人1つの教職員組織で運営するため、小・中学校別々の組織で運営するよりも事務が効率化である。また、従来の小学校、中学校の校舎が同じ敷地内になくても開設は可能だということです。教育の現場ですので、円滑に導入できたら将来はいいのではとの思いで提案をし、お考えをお聞きするということで質問させていただきました。やはりこういった内容を改めて考えてみますと、小学校、中学校、子どもさんも少なくなっておりますし、やはりこういった組織の中でさまざまな面で労力も要らなくなり、事務手續なども簡素にできるということなどから、やはりさまざまな点でいい方向になってるのではないかとこの思いで教育長のお話をお伺いしようと思いたしました。よろしくお願ひします。

議長（斎藤政広君）山中教育長。

教育長（山中弘孝君）市原議員に御答弁申し上げます。本年4月から義務教育学校が誕生いたしました。高知県では高知市に2校、行川学園とそれからもう一つが土佐山学舎でございます。ほかにも小中一貫校はございますが、義務教育学校というふうになったのはその2校でございます。越知町の教育委員会としましては、今の越知小・中の体制が現状に合った形ではベストではないかなというふうに考えております。今回の義務教育学校の捉え方としましては、学校のスタイルが1つ増えて選択の幅が広がったと。いろいろな学校を自治体が設置できるような状況になったというふうに捉えております。義務教育学校は今も申されましたように、校長が1名ということになります。小学校、中学校の対応がですね、非常に一人では難しいのではないかなというふうに思っております。例えば越知小中捉えてみましても、発達障害的な子どもたちもかなり増えておりますので、本当に校長先生が率先してその対応に立たれている場合が多いです。そういったときに、小学校と中学校の校長先生がそれで1人ということになれば、当然教頭先生はそれぞれ小学校に1名、中学校に1名というふうに置きますが、なかなか1人の校長先生で全体をマネジメントしていくことは非常に難しい課題がありはしないかと。ある一定もう少し生徒数なんか減ってくればですね、義務教育学校もいいのではないかなというふうにも思っておりますが、今の現状では少なくとも小中一貫校かそれとも今はどういう形でやっているかといえば、小中連携校という形で、両方が関係しながら、全ての事業研究も事業形態も小中統一しておりますので、それぞれまた研究事業なんかにつきましても、小学校の先生は中学校の授業を見にいき、それから中学校の先生は小学校へ行って授業も研究しておりますので、それで子どもたちも中学校行ったときに同じ学習スタイルで即学習ができるという形になっておりますので、そういった形で今は運営していくほうがいいのではないかなというふうに思っているところでございます。将来ですね、児童生徒が少なくならないほうがいいわけなんですけれども、少なくなると校舎も建てかえないかとかいうときには、一旦小中一貫校にするのか義務教育学校にするのか、そのときにまた検討をしたらいいんじゃないかなというふうに思っております、現状におきましては、今の形で連携していくほうがいいのではないかなというふうに考えているところでございます。以上です。

議長（斎藤政広君）3番、市原議員。

3番（市原静子君）ありがとうございました。教育長の今のお話のとおり、本当に状況がいい状況ですのでね、環境と連携もとれてると私ども第三者の立場から見てもそのように感じております。連携をしているということですし、越知の場合は今の状況で運営したほうがいいというその言葉を聞きましたらね、お話も聞きましたらね、そうだろうと心から思うところもあります。だから、国の全体がですね、こういった形にな



っているという情報を聞けば、こういった提案も一つは出して、今の現状を教育長なんかの現状もお聞きしてからと思ったんですけども、本当に聞いてよかったと思います。やはり将来少なくなる、これは少なくなつてはいけないんですけども、やはり現状が変わればね、どういった形になるか、言われましたけれども、そのとおりだと思います。だから、本当に今は現状で私自身もいいと思っております。でも、やはりこういった学校でさまざまこれから県にもあるということで、変わりつつある状況が今からもいろんな展開をしていくと思いますけれども、今回はそういった越知のですね、教育の現場のことをお聞きしましたので、本当によかったと思います。この現状を維持ということで、私もそう思いました。将来はやはりこういった教育学校というものがあるということ踏まえてですね、いい方向へ持っていただけたらと願っております。この件に関しまして終わります。

きょうの3点目の質問でございます。町営住宅についてでございます。小舟団地住宅で高齢者の足の確保、エレベーター設置と耐震の整備ができないか声が上がっているが、対策はでございます。これは、全員の皆様の声を聞いてはおりませんけれども、エレベーター設置ですが、少しずつ高齢者にとって膝と足が悪くなっております。階段の上がり、登りがきつくなっております。九州での熊本・大分県の大きな地震対策と今もなお地震も続いて起きておりますけれども、やはり自分に置きかえて不安になっている状況だと思うんです。だから、耐震もですね、自分の住んでいる家の耐震も大丈夫なんだろうかと。そういった不安が話が進んでいるんじゃないかと思うんですけれども、それで、質問をさせていただきました。足の確保のエレベーターでございますが、状況は話をしてくださった方も状況はのみ込んでおります。というのは、1つの棟の1列に廊下があつて、その1カ所につければね、済む問題じゃないんですね、越知の場合は。やはり1棟に対して入り口が2つあれば2カ所ということになりますわね。だから、そういうところでは大変なんだなということも踏まえた上で、聞いております。でも何とかね、方法というものがないだろうかとこの思いで質問をします。

そして、耐震の整備でございますが、この耐震も1号棟から5号棟までございますけれども、同じときの時代に建てたわけではないのですね。だから、その辺も後から聞きましたら、耐震が伴っている棟と伴っていない棟があるということでございました。それを踏まえて、担当課長のほうからこの件に関して説明をお願いいたします。

議長（斎藤政広君） 織田総務課長。

総務課長（織田誠君） 市原議員に御答弁申し上げます。小舟団地で高齢により3階、4階に上がるのが大変との声は聞くことはあります。エレベーター

ターの設置につきましては、現状ではなかなか難しいと考えております。理由といたしましては、まず先ほど議員がおっしゃいましたように、構造上の問題があります。小舟団地は全て1棟を半分に割ってそれぞれの半分の中央に階段があります。その階段の両サイドに部屋の玄関がある構造となっており、役場の庁舎のように各階の各部屋を横断したベランダ廊下がありません。そのため、仮にエレベーターを建物の外側に設置いたしましても、各階の各部屋に行くにはベランダ廊下の設置も必要となるためでございます。そして、5棟全てにエレベーターとベランダ廊下を設置した場合もそうですが、仮にそういったベランダ廊下は設置せず、今の階段箇所をエレベーターに変更するとなれば、1棟に2カ所の設置が必要となり、5棟ありますので、10カ所の設置が必要となります。どちらにいたしましても、多大な事業費が必要となることは予想され、研究調査まではしておりませんが、現在の財政事情では厳しいことが予想されますので、なかなか難しいと考えております。補足になりますが、現在の建築基準法におきましてのエレベーターの設置基準につきましては高さ31メートル超えの建物については非常用の昇降機、エレベーターを設けなければならないとされております。小舟団地は全棟高さ12メートル程度でございます。対策といたしましては、何かできることがないかということは前々から思っておることもありまして、入居者同士で入れかわることができないかというのを一つ考えております。3階4階の入居者で1階、2階に移りたい入居者、1階、2階の入居者で3階、4階に移ってもいい入居者、このようなアンケートを入居者に実施してマッチングできる世帯を入れかえるようにできないかと考えております。どれぐらいのマッチングがあるかどうかはわかりませんが、少しでも高齢により3階、4階に階段で上がるのが大変な入居者のためになればと考えるものでございます。

続きまして、小舟住宅の耐震の整備につきましてですが、昭和53年建築の1号棟、昭和54年建築の2号棟につきましては本年度耐震診断を実施いたします。先週の6月9日に入札を実施いたしました。委託業者は有限会社森田設計に決定しました。1号棟、2号棟につきましては、この耐震診断の結果により、今後耐震補強工事が必要となるようであれば補強工事を考えていく予定でございます。それ以外の3号棟、昭和56年建築、4号棟昭和57年建築、5号棟平成6年建築につきましては、56年6月以降の新耐震基準の設計・建築でされております建物でございますが、本年4月の熊本地震により、新耐震基準の建物にも被害が出ておる現状があります。今後、新しい耐震基準が出ることも考えられますし、1号棟、2号棟の耐震診断の結果も参考にして、今後そのほかの3棟についてのそういった耐震診断等についても検討をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（斎藤政広君）3番、市原議員。

3 番 (市原 静子 君) 詳しく説明ありがとうございます。もう完璧に詳しく説明をしていただきましたので、本当にわかりました。エレベーターの件ですけれども、本当に難しいと思っておりました。しかし、そういった希望者、不安で出されたということであれば、聞くことも大事ですのでね、それで提案としてという最後の内容でございましたが、1階と2階、4階と3階、私も同じことを考えておりました。そういった内容はちょっと違うんですけれども、前もって1階か2階が出て、あきが出るとする。そうしたら、そこにもうあきが出たら、即上の人が下に移ってもらうと、こういった方法もできたらいいんじゃないかなと思っていたら、同じことを言うていただきました。3階、4階は1、2、1、2は3階、4階、本当にこういった住むときに入れかえるというのは本当に大変ですけど、もしそれができたらまたこれもいいですし、下、1階、2階の方があきが出たらそこへもう極力上の階の方を入りませんかという声をかけていただくということもすごく大事だと思います。本当に、そのように少しでも軽減できることを行動に移していただけたらなって思いますので、よろしくお願いします。

そして、耐震ですけど、その耐震もですね、本当に考えていただいて耐震の調べる検査をしていただいたということでも安心しております。3号棟と4号棟、5号棟、今後、今新しい診断、今後まだ新たな診断がまた出てくることもあるということでございますけれども、今のところ、その状況、耐震の組み込まれてるというその内容でございますが、また新しい診断が出ればね、またできれば検査もしていただいて、少しでも安全な生活のできるように方向へですね、行っていただきたいという思いがありますので、よろしくお願いします。本当に、きょうはいい結果が出ました。本当にありがとうございました。これで私の一般質問を終わらせていただきます。大変にありがとうございます。(拍手)

議長 (斎藤 政広 君) 以上で、市原静子議員の一般質問を終わります。これをもちまして一般質問は全て終了しました。

お諮りします。これより2時15分まで、15分間休憩したいと思います。御異議ありませんか。(「異議なし。」の声あり) それでは、2時15分まで休憩します。

休 憩 午後 2時00分

再 開 午後 2時15分

## 議案質疑

議長（斎藤政広君）再開します。日程第2 議案質疑を行います。承認第4号から報告第3号、議案第36号から第47号までの19件を一括して質疑を行います。質疑はありませんか。3番、市原議員。

3番（市原静子君）一補事11ページです。3からの1項目の3目です。介護ロボット等導入支援事業補助金、これは国と県から金額が出されておりますけれども、これはさまざまロボットもいろいろと形、それぞれの使うところによつての介護ロボットが開発をされておりますけれども、こういった内容の補助するための介護ロボットなのかそれをちょっとお聞きします。何台入るのか。

議長（斎藤政広君）國貞住民課長。

住民課長（國貞満君）お答えします。この介護ロボットというのは人間型のロボットが高齢者をお世話をするというわけではなくて、ルームランナーの小型のような器具につかまるとですね、立ち上がりや前へ進む移動を誘導してくれる器具につかまっていくようなものとかですね、あとベッド自体にセンサーがついていて、ベッドの上の体の動きの状態を検知してベッドからの転倒や、転落の危険が起こる前にナースコールでナースセンターに知らせる、そういうセンサーのついたベッドなどを表しています。この予算で計上していますのはベッドを20台とそのつかまり立ちとかができる器具を1台考えています。以上です。

議長（斎藤政広君）1番、小田議員。

1番（小田範博君）一補事8ページです。2款1項1目13節の委託料の庁舎予定地用地測量業務となっておりますが、場所はどこを予定しておるのかをお聞きをいたします。

議長（斎藤政広君）織田総務課長。

総務課長（織田誠君）はい、お答えします。この用地測量は西庁舎の西で2月に火事がありましたその土地を地権者の方に今相談をもちかけている最中でございます。その用地測量でございます。以上です。

議長（斎藤政広君）10番、寺村議員。

10番（寺村晃幸君）一補事15ページです。7款2項の委託料、町道大樽線新設交付金測量設計1,010万円、このルートはどのようなルートなんでしょうか。

議長（斎藤政広君）前田建設課長。

建設課長（前田桂蔵君）寺村議員にお答えします。町道大樽線、県道の分岐からですね終点の駐車場全般をですね、一部地権者の方からそこを改良するのに協力もしますというお話もいただいてまして、その現道の拡幅の改良ということでございます。以上でございます。

議長（斎藤政広君）10番、寺村議員。

10番（寺村晃幸君）これ見たら新設になっちゅうけ、ほんで、新設になっちゅうろう。今言ったのやったら改良にならあね。ほんでそういう聞いたんじゃけんど。以前に、だいぶ前のことやったと思うんですけどね、吉岡町長の時代か箭野さんのときかちょっと忘れたんですが、あの当時たしか議会の一般質問でもね、あれを改良したらどうかということがたしかあったと記憶しちゅうんですが、もし間違うちよったらあれやけんど、その当時の答弁がね、あそこ県立自然公園の一部になっちゅうからちょっと無理やというような答弁を聞いた記憶があるんですが、そのあたりどうですか。

議長（斎藤政広君）前田建設課長。

建設課長（前田桂蔵君）以前にですね、私が前、以前に建設課に所属しておったときにもですね改良の話がありまして、あのときは局部的な改良でございましたが、そのときにはもう地権者からですね、完全にもう協力できんというふうな話もいただいてまして、中断をした覚えがあります。今、議員のおっしゃられたですね、部分についてはですね、無理ではないであろうというふうには考えております。どうしてかと言えぱですね、県とか町もですね、観光と、観光の振興ということを目的のひとつに大きく掲げておりますので、県のほうとも協議しながらですね、高知県も県立の自然公園ということで指定をしておりますので、その公園の有効な活用という部分については反対されるようなことはないのではないか、工法的な問題等あるかもわかりませんが進めていきたいというふうには考えております。以上でございます。（「前田君、新設って書いちゃうのはどういう。」の声あり）申し訳ございません。改良工事の間違いでございます。

議長（斎藤政広君）6番、岡林議員。

6番（岡林学君）同じところで一補事15ページの今の寺村議員のその上ですね委託料の関係ですが、橋りょうの点検と道路施設の点検という項目がございますが、これは橋はどの橋かそれから道路はどの路線の点検を予定していますか。

議長（斎藤政広君）前田建設課長。

建設課長（前田 桂蔵 君）まず橋りょうの点検でございますが、町道東宮谷3号線。（「もう一回すいません。」の声あり）町道東宮谷3号線、ちょっと待ってください、橋りょうか。今資料をかまえます、橋りょうの個別については。全体で32橋を計画しております。それから、道路ストック、道路ののり面点検等とございますが、これはですね旧県道の伊野仁淀線の放水口のですね鎌井田よりにロックシェッドがございますがそちらのほうの点検でございます。それからあとのり面、のり面保護工事を計画しております部分の町道ののり面の程度の点検ということになっております。橋りょうについて詳しい橋りょう名は資料をかまえますので少々お待ちください。以上です。

議長（斎藤 政広 君）すぐできるやったら、待ちよるけど、後でかまいませんか。ほかにありませんか。7番、山橋議員。

7番（山橋 正男 君）承認第5号、専決第5号ですが、国保税の改正、上げについての質問です。開会のときにも説明されたわけでございますけど、この現行っていうか昭和28年以降の年度分の国民健康保険税ですけど、現行が52万から54万、それと後期高齢者支援金課税額これが17万から19万、それと軽減の対象となる5割軽減の対象となる軽減判定の方が現行26万が26万5千円。2割軽減の場合が47万円の方が48万円になるということでございますけど、本町においてですね、この上がった額ですがその対象者は何人になるんです。

議長（斎藤 政広 君）休憩します。

休 憩 午後 2時25分

再 開 午後 2時25分

議長（斎藤 政広 君）再開します。山橋議員。

7番（山橋 正男 君）報告第1号、専決処分第3号でございます。一補事の7ページでございます。27年度分の補正でございますけど、たしか町長と課長からの説明が開会のときにあったと思いますけど、忘れましたが、一補事7ページです。積立金ふるさと応援基金の元金の1,784万円、これ2月分、3月分と言われたわけでございますけど、これ27年度分の総額が出たと思いますけど27年度分は総額ふるさと応援基金はどれぐらいですか。

議長（斎藤 政広 君）休憩します。

休 憩 午後 2時26分

再 開 午後 2時28分

議 長（斎藤政広君）再開します。7番、山橋議員。

7 番（山橋正男君）その積立をした基金ですね、基金を何に使うかを、使用目的ですか、どのようなお考えももっているかをちょっと聞きたいのです。ということは初日のときですかね、一補事の19、28年度の補正でその一補事19ページの社会教育費の中の209万1千円、これふるさと基金で出したという話は聞いたんですけど、これ間違いないですかね。それと町長にお聞きしたいのはその基金の目的ですね、奈半利町ですかどっかはその基金の積立をなんかの事業にまわして奈半利町の雇用を拡大したとかという話がありますけど越知町はどういう考えを持っているかお聞きしたいです。

議 長（斎藤政広君）休憩します。

休 憩 午後 2時29分

再 開 午後 2時30分

議 長（斎藤政広君）再開します。西川会計管理者。

会計管理者（西川光一君）これは今度の監査委員会に出す資料、5月31日現在のふるさと応援基金の合計額なんです、それがちょっと今わかりますので、9,048万7,819円です。以上です。

議 長（斎藤政広君）小田町長。

町 長（小田保行君）山橋議員に使い道についてご説明させていただきます。目的別に5項目ありまして、1番最初がですね産業・経済・観光づくり、2番目がですね防災の強化、3番目が教育の充実及び青少年の健全育成、4番目がですねスポーツの振興、で、5番目がですね、その他町

長が町づくりのために必要と認める事業ということで、寄付者の方にですねこの5項目を選択してもらって寄付をしていただくということになっております。したがって、先ほどの木育については教育の分野にもなろうかと思えます。以上です。

議長（斎藤政広君）ちょっとまだ答弁が整わんようですので、ほかにありませんか。4番、高橋議員。

4番（高橋丈一君）一補事19ページ、第9款教育費1項社会教育総務費の中の負担金、補助及び交付金のウッドスタート加盟料ですが、どこに加盟をするのであつて事務所はどこにありますでしょう。

議長（斎藤政広君）上田教育次長。

教育次長（上田和浩君）ウッドスタート加盟料というのは日本ウッドトイ委員会が推奨しているウッドスタートという活動がありまして、その誕生祝品事業、木育キャラバン事業を行うためにそこに加盟するという負担金です。東京の四ツ谷にある東京おもちゃ美術館です。

議長（斎藤政広君）はい、ほかに。9番、西川議員。

9番（西川晃君）先ほど、3番の市原議員からの質疑にもありましたが、関連なんですけれどもよろしいでしょうか。一補事11ページの介護ロボットの導入ということなんですけど、初日の説明のほうにもあったとは思いますが町内業者全てにこの介護ロボットの導入なのか、それとも何業者への導入、かまわなければお聞きしたいんですがよろしくお願ひいたします。

議長（斎藤政広君）國貞住民課長。

住民課長（國貞満君）ロボットの導入を検討している医療機関が2カ所とそれから老人保健施設が1カ所の合計3カ所です。

議長（斎藤政広君）1番、小田議員。

1番（小田範博君）一補事の13ページです。5款1項4目ですが、ここの11節の需要費の修繕料40万円。たぶんこれは重機等の修繕ではなからうかと思うのですが、ちょっとお答えを願ひます。

議長（斎藤政広君）前田建設課長。

建設課長（前田桂蔵君）小田議員にお答えします。修繕料でございますが、この分はですね当初に30万円の当初予算をいただいておりますが道路等の修繕が発生しまして、残がですね2万円弱という状況になりまして、今回道路等修繕の関係で40万円上げらせていただいております。以上でございます。



議長（斎藤政広君）6番、岡林議員。

6番（岡林学君）今の小田議員の同じところなんですが一補事13ページのですね4農地費の工事請負の農道丸山2号線拡幅工事500万でありますが、場所と何メートルぐらいの拡幅を予定しておるのかをお聞きをします。

議長（斎藤政広君）前田建設課長。

建設課長（前田桂蔵君）農道丸山2号線はですね山室線の分岐から体育館のほうへ上がる道がございますが、その途中からですね、宮谷の橋を渡った部分から宮谷に沿ってですね耕地がございます、その間を農道がぬけております。その部分の、2年前から着工しておりますが継続の部分になります。延長的にはですね、約20メートルということがございます。以上でございます。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）補正予算でいきます。一補事9ページで金額は大きくないですがこれは初めてだと思いますけど、2款1項の19節で負担金、補助の一番下、公共下水道受益者負担金と。これは町がもらうほうが出すほうになってますけど、どういう内容ですか。

議長（斎藤政広君）中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）武智議員にお答えします。場所でございますけども、町が購入を予定してます1区移住定住用地の部分になります。ここにつきましては、前に建設会社の事務所がありまして下水に接続されていた土地につきましては、負担金がすでに納められておりますけども、今回残りの用地の部分につきましては受益者負担金を計上させて頂いております。なお、この受益者負担金につきましては分譲する場合にその分譲価格に反映するように考えているところでございます。

議長（斎藤政広君）前田建設課長。先ほどの答弁です。

建設課長（前田桂蔵君）岡林議員にお答えします。お待たせして申し訳ございませんでした。橋りょうの点検がですね全部で先ほど申したように32橋ございます。例をあげますと宮ヶ奈路2号橋、黒瀬橋、谷屋敷、榑ノ瀬1号橋、谷口橋、甘草谷橋等ございます。全部申し上げたほうがいいですかね。（「主なところがかまいません。」の声あり）あとですね、市ヶ谷橋、佐之国川橋、佐之国橋、宮ノ谷橋、南ノ川橋、野老山橋というふうな全部で32橋ございます。

議長（斎藤政広君）岡田税務課長。

税務課長（岡田 達也 君）山橋議員にお答えいたします。遅くなり申し訳ございません。28年度以後に改正されます国民健康保険税、まずは課税限度額の引き上げになりますけども標準課税世帯としまして2万円引き上げて54万円になる該当が23世帯、67名、それと同じく2万円引き上げます後期高齢者支援金等課税額の場合が20世帯、59人です。一方軽減判定所得の見直しでございますけども5割軽減、これは26万円から5千円引き上げて26万5千円になりますけども、5割軽減が医療分で260名、それと後期高齢者支援金分で260名、介護分で57名。2割軽減でございますけど、47万円から1万円引き上げて48万円とする該当者でございますけども医療分で191名、後期高齢者支援金分で同じく191名、それと介護分で53名でございます。以上です。

議長（斎藤政広君）ほかにありませんか。2番、武智議員。

2番（武智 龍君）一補事11、19の負担金、補助交付金のところで民生委員児童委員協議会補助金94万5千円。これの目的とその下の端でこれは民生児童委員協議会とちょっと表現が違うが視察研修職員同行負担金とこの二つの説明を。

議長（斎藤政広君）結城保健福祉課長。

保健福祉課長（結城盛男君）お答えいたします。94万5千円の民生委員に対する補助金でございますが、民生委員毎年ですね、県外研修を1泊2日で行っておりますが、本年度においては2泊3日で東北へ、東北の震災地宮城県、岩手県へですね研修に行くということに対しての補助金であります。民生児童委員協議会視察研修職員同行負担金ということで、保健福祉課の課長と福祉担当係長が同行するためにですね、日当、宿泊を民生児童委員協議会へ負担として支払うお金でございます。以上でございます。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智 龍君）2泊3日で職員が2万6千円負担金を払うて行くという、あと不足分は民生委員協議会が払うのか、それとも別に、どういう意味よこりゃ。職員は職員で旅費というものがあるんじゃないのかね。なんでこの負担金を払わないかんかということですよ。

議長（斎藤政広君）結城保健福祉課長。

保健福祉課長（結城盛男君）お答えいたします。当初予算におきまして通常職員の日当、旅費につきましては1泊2日分で計上しておりました。で、今回の2泊3日の研修におきましては1泊と1日分の部分をですね負担金として支払うものでございまして、実際にはですね当初予算計上しておりました部分を流用いたしまして合わせて職員の部分を民生児童委員協議会に負担金として納めるものです。以上でございます。

議長（斎藤政広君）休憩します。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 2時46分

議長（斎藤政広君）再開します。結城保健福祉課長。

保健福祉課長（結城盛男君）お答えいたします。（「言いにくかったら休憩でわかるように言うちゃって。」の声あり）休憩で。

議長（斎藤政広君）休憩します。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 2時48分

議長（斎藤政広君）再開します。2番、武智議員。

2番（武智龍君）一補事13ページの一番上の段に、説明欄にですね、猟友会会費というのが3万円あります。これはこうじゃないかと想像はしてませんが、これについて説明をお願いします。

議長（斎藤政広君）高橋産業課長。

産業課長（高橋昌彦君）武智議員にお答えいたします。地域おこし協力隊でこの駆除活動に従事していただくということで猟友会のほうへ入っていただく予定です。まず、日本猟友会というのが会費3千円で2名、それから高知県の猟友会、これも3千円で2名6千円、それから高吾地区の猟友会これが二人で7,600円、それから越知地区の猟友会が二人で1万ということで合計2万9,600円ということになっております。地域おこし協力隊が駆除活動に従事していただきますのでこの地域おこし協力隊にかかる負担金ということでございます。以上です

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2 番（武 智 龍 君）それは今朝きいた合計の中に入っているわけですね。

議 長（斎 藤 政 広 君）中内企画課長。

企画課長（中内 利幸 君）武智議員にお答えします。全体の中に入っております。

議 長（斎 藤 政 広 君）2 番、武智議員。

2 番（武 智 龍 君）一補事15ページの工事請負費、15番の上から2番目か、町道梅ノ木線改良工交付金工事というのがありますが、これの工事内容はどういうことですかね。

議 長（斎 藤 政 広 君）前田建設課長。

建設課長（前田 桂蔵 君）町道梅ノ木線、フォレストタウンの下の梅ノ木沿いの道路でございますが、27年度の工事でございますね仮設暗渠をしておりましてそれを恒久的なボックスカルバートに置き換えました。あと少々取り合わせの工事をやっておりますが、27年度についてはそれで終わりました28年度につきましては舗装工事、表層部分が残っております。そして下渡し線、あの下流側の交差点の部分ですがその取り合わせの舗装止工とかですね、あと細々した部分が残っておりますのでそちらのほうを計上をさせていただいております。以上でございます。

議 長（斎 藤 政 広 君）2 番、武智議員。

2 番（武 智 龍 君）この線については保育園から下へ降りた交差した橋がなかなか曲がりにくいので、あそこで非常に難儀をしてるからあそのの拡幅をという要望もかなり出てお伝えをしてたと思いますがまだそれには着工してない。それは含まれてないわけですか。

議 長（斎 藤 政 広 君）前田建設課長。

建設課長（前田 桂蔵 君）お答えします。現在この工事についてはその橋の拡幅について含まれてはおりません。またあそののですね交通、道路の線形についても検討をしております橋を渡らずにですね用地関係がよければ左の現道を拡幅してですね、下って行く計画と比較検討をしておる段階でございます。以上でございます。

議 長（斎 藤 政 広 君）10 番、寺村議員。

1 番（寺 村 晃 幸 君）議案第44号の工事請負契約のことでちょっと聞きたいんですが、初日に説明があったんですが水道管の布設よね、これ75ミリのこういうふうになっておりますがこれは耐震性は考慮されてるんですか。

議長（斎藤政広君）北添環境水道課長。

環境水道課長（北添太三君）寺村議員にお答えします。一応現在の管については耐震性があるということで設置をいたします。

議長（斎藤政広君）10番、寺村議員。

10番（寺村晃幸君）今回のこの入札結果を見るとですね、かなり予定価格より安く89%という金額で出されておりますが、通常公共事業の落札率を見てもみますとだいたい90%以上、4, 5%になってると思うんですがこれ見たら89%ですわね、これ大丈夫ですかね。

議長（斎藤政広君）北添環境水道課長。

環境水道課長（北添太三君）入札事務につきましては本来総務課ですんで、私とその落札金額云々について言うのはあれかもわかりませんが、工事の内容としまして予定価格から10%、20%落ちてますね、工事自体は支障なくできるものと思っております。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）土補事の5一番最後の2, 430万円という財産購入費が組まれておりますが、一般質問でもありましたけどいきなり予算だけ審議するのちょっとあれですので関連性があると思いますが、建設課長が一般質問の答弁ではちょっと法律の名前は忘れたけど都市計画法っていうたかね、はそれ以前のものでやりようがないとチェックのしようがないということも言われたんですが、まだ他に宅地造成等規正法というのがあって盛土を行う場合1メートルを超える崖が生じるものについては知事許可が必要というようなこともありますので、これの詳細な設計基準とかいうのをいろいろあててみると、例えばですよ今先ほど32件の橋りょう検査というのが行われて延命措置ができるかどうかというようなことを検査すると思いますが、素人が考えてもあそこの西側かね（「南、南。」の声あり）擁壁があるところ、擁壁がある谷側の谷に沿った部分の宅地が7メートルあると。これが高さに対してけっこうのりがきついような感じがします。そういう基準に合わせてのり面の勾配が、今まで崩れてないから大丈夫という感覚的なもんもありますけど、そういうなんちゅう専門家かね、例えば西町の中古の住宅を買うときは1級建築士が検査をして大丈夫やから、少々見た目が腐っちゃっても大丈夫というお墨付きがあったんですけど、ああいう土木工事に対しても宅地のことに対してもそういう専門機関があると思うんですが、そういうところで格好は勾配は足らんけど厚みがあるとか鉄筋がよけ入っちゃうとか、なんかそういうお墨付きのものをもらっているかどうかをお伺いしたいと思います。

議長（斎藤政広君）前田建設課長。

建設課長（前田 桂蔵 君）お答えします。今ですね現在の状況では職員がですね外観を確認調査した程度でございます。その最初の一般質問の答弁のときのようにですね、一つの方法として専門家にですね委託をお願いしてみてもらうという方法も一つの方法ではないかと思っております。現在の構造物については武智議員が言われるようにですね高さがかなり高うてのり勾配がですね、きついんじゃないかというちょっと疑問もありますし、ブロックのですね武者返しの工法的なもん。あれがどういうふうな影響をするかというようなことについてですね、専門家のほうに判断をしていただかんと職員のほうではですね判断が難しい状況でございます。以上でございます。

議長（斎藤 政 広 君）小田町長。

町長（小 田 保 行 君）関連して少し私のほうからも。擁壁のことで小田議員からありましたので、ちょっと私一点抜かってましたのが地盤の件でございますが、地盤の調査はですね売る側がですね、これも法律があるようでございますけども、地盤調査をしてですねそのデータを売るときにですね、購入者に提示するということが必要になってくるようでございます。ですので、当然家を建てる時はですね施主の方が改めてまた地盤調査はする義務がありますけども、売る側のほうもですね、事前に地盤調査をするということが義務付けられております。方法としましては、スウェーデン式という方法がありますけども、その地盤調査をしたうえでですね、そのデータを開示をして売るときにはですねそのデータを提供するというふうに考えております。わりあいですね、安価な価格でその地盤調査はできるようでございます。それとですね、もう一つあの土地が35年経っておるということをお話を課長の方からしましたが、西側の家が建っておるところにぐるいがあるというお話もいただきました。いつ建てられたかということもあろうかと思えます。ご存知のように造成した時期にですねすぐに建てる場合と、それと30年とか40年とか経ったときにですね建てる場合とまた地盤が当然固まりようが違うと思いますが、一定35年経っておる土地、造成地についてどうかというのは専門の業者にですね電話ではありますが問い合わせをしたところ、圧密がきいておる年数であろうということは聞いておりますが、なおそういった地盤調査が義務付けられてますのでそれはやるように考えております。

議長（斎藤 政 広 君）ほかにありませんか。6番、岡林議員。

6番（岡 林 学 君）関連してちょっとお聞きをいたしますが、ここの住宅用地ですね、ここは最初の説明があったときに、それから最近になってですね中田建設ともうお一人個人の方のですね土地がここに混じっておったという、あるからという報告があったんですが、やはり最初受けたときはあの一帯が中田建設の土地ということで自分たちはそういうふうに見ましたが、やはり個人の土地がまだあればまたその個人の方との交

渉とかですね、その辺の問題も踏まえたあとの取り組みをせないかんとと思いますが、それをどのように考えておりますか。

議長（斎藤政広君）中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）岡林議員にお答えします。私どもの調べていたときには中田建設さんのほうも、上側の部分ですのもう自分の土地だということで、西側の塚を調べゆときにもう一人の方の土地のところまで造成しているということが分かりました。今回の部分についてだけでも用地としては成り立つんですけども沖のほうにその分が残りますので、その部分についてはまだ不動産鑑定、形状とかそういうのが違うてきたら不動産鑑定入れてからやないといかんとと思いますので、その部分については後ほどつげ足してより利便性のあるものとして分譲するというような形を考えてます。今の部分について一回通していただいて後でつげ足せるようでしたら、用地の地権者の交渉ありますので、いるやったらそこもそえて分譲させていただければと考えているところでございます。

議長（斎藤政広君）7番、山橋議員。

7番（山橋正男君）議案43号でございます。関連でございますけど、この用地平面図、その赤の民間の方が持ってるというこれが6月の10日の議員協議会ですね、開会のときに見せてくれたわけでございますね。それでございますけど、まず1点、これが気がついたのはいつか。それとこの予算書を出そうとしたのはいつか。わかります。議案43号を今回の補正で出すのは、出そうとしたのは何月何日、それとこの赤線がわかったのは何月何日かちょっとお聞かせ願いたいです。

議長（斎藤政広君）休憩します。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時05分

議長（斎藤政広君）再開します。中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）山橋議員に御答弁申し上げます。南側につきまして境界を確定する作業を4月いっぱいかかって、だいたい4月ぐらいにしています。4月にそういう事情がわかりました。それで、4月28日にそういう事情を踏まえて不動産鑑定士さんより評価来ております。その後を

受けて全体の中で今回の予算計上するかせんかということで、その後判断いたしております。以上でございます。

議長（斎藤政広君）7番、山橋議員。

7番（山橋正男君）課長より今答弁でございましたが、この赤線の民有地ですけど、これは4月中にわかったということでございますけど、町長にお聞きします。今回ですね、これ2月の29日に確か議員協議会を開いて執行者から説明を受けてというので議員の者も現地を調査して、それはだれもが反対する者はおらだった。私の考えですよ、こんなえい土地を町有財産にして民間の方に売ったらこれはえいということはほとんどの議員の者が、そう私は感じたんです。ただそのブロックですかね、あそこを見たときにちょっと調査せないかんじゃないろうかという話もあったわけでございますけど、今回その赤線がわかったのは4月28日、で今回おそらく出したのは、決定したのはいつごろになるかな、5月の初め、査定に入ったのはそれぐらいじゃないかと思っておりますけど、そうなった場合ですね、その赤線がわかった時点とそれから今度の補正へ出す2,430万円ですか、これを同等にできだったかということをちょっと自分は考えるわけでございます。ということについてですよ、今回については時期尚早やないろうかと自分は考えますけど、どうでしょうかね。

議長（斎藤政広君）休憩します。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時23分

議長（斎藤政広君）再開します。2番、武智議員。

2番（武智龍君）一補事17ページで真ん中辺の17の公有財産購入費で2,360万円、町道用地費等と書かれてます。なかなかけっこう大きな金額ですが、内容を具体的には言えんかもしれんですが、どこをどれぐらいというようなことがわかっておれば説明をお願いします。

議長（斎藤政広君）前田建設課長。

建設課長（前田桂蔵君）武智議員にお答えします。今回のですね町道用地費2,360万円につきましては、現在まだ委託設計をしております町道鎌井田本線、鎌井田桑藪線のバイパス的な道路でございますが、そちらのほうがですねまだ現在法線が決まった段階で用地測量等もまだはっきり



できておりませんが、その分についても国庫交付金事業ということで要望しておりますので、その分見込まれる2,200万円を計上しております。以上でございます。（「一箇所だけ。」の声あり）1本です。

議長（斎藤政広君）ほかにありませんか。（「なし」の声あり）（「議長すいません。」の声あり）はい、前田建設課長。

建設課長（前田桂蔵君）すいません、武智議員に訂正をさせていただきます。今の用地ですが、用地につきましては鎌井田本線、まだですね、あと3本ありまして南裏町6号線、東宮谷3号線、それから役場前久万目線という用地の計画をしております。申し訳ございませんでした。以上でございます。

議長（斎藤政広君）質疑なしと認めます。質疑を終結します。ここで討論、採決に入るわけですがちょっと時間も経ちましたので、10分程度休憩したいと思います。休憩します。

休憩 午後 3時26分

再開 午後 3時34分

#### 討論・採決

議長（斎藤政広君）再開します。日程第3 討論・採決を行います。

承認第4号 専決処分（第4号）の報告承認について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。  
挙手全員です。よって、本案は承認されました。

承認第5号 専決処分（第5号）の報告承認について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。  
挙手全員です。よって、本案は承認されました。

承認第6号 専決処分（第6号）の報告承認について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は承認されました。

承認第7号 専決処分（第7号）の報告承認について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は承認されました。

議案第36号 越知町課設置条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第37号 越知町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第38号 越知町土地開発基金条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第39号 平成28年度越知町一般会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第40号 平成28年度越知町国民健康保険事業特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第41号 平成28年度越知町介護保険事業特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第42号 平成28年度越知町後期高齢者医療特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第43号 平成28年度越知町土地取得事業特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。同数でございます。議長の裁決となりますが、議長は可決としたいと思っておりますので、本案は可決されました。

議案第44号 工事請負契約の締結について討論はありませんか。（「なし」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第45号 財産の取得について討論はありませんか。（「なし」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第46号 損害賠償の額の決定について討論はありませんか。（「なし」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第47号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について討論はありませんか。（「なし」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

以上で、本定例会に執行部から上程された議案はすべて終了しました。普段ここでちょっと休憩しますが続けてやらせていただきたいと思います。

ます。

### 議 員 発 議

日程第4 発議第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書の議案が、お手元に配付のとおり、7番、山橋正男議員から案をそなえ、所定の賛成者とともに連署して、提出されておりますので、本案を議題とします。

提出者の説明は、案を配付していますので省略することに御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。提出者の説明は省略します。

これより質疑に入ります。提出者に対する質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。

採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は可決されました。

日程第5 発議第6号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書の議案が、お手元に配布のとおり、9番、西川晃議員から案をそなえ、所定の賛成者とともに連署して、提出されておりますので、本案を議題とします。

提出者の説明は、案を配付していますので省略することに御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。提出者の説明は省略します。

これより質疑に入ります。提出者に対する質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。

採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は可決されました。

日程第6 発議第7号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める意見書の議案が、お手元に配布のとおり、2番、武智龍議員から案をそなえ、所定の賛成者とともに連署して、提出されておりますので、本案を議題とします。

提出者の説明は、案を配付していますので省略することに御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。提出者の説明は省略します。

これより質疑に入ります。提出者に対する質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。

採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は可決されました。

日程第7 発議第8号 「大学生への給付制奨学金創設」を求める意見書の議案が、お手元に配布のとおり、10番、寺村晃幸議員から案をそなえ、所定の賛成者とともに連署して、提出されておりますので、本案を議題とします。

提出者の説明は、案を配付していますので省略することに御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。提出者の説明は省略します。

これより質疑に入ります。提出者に対する質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。

採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は可決されました。

日程第8 発議第9号 「特別支援学校の設置基準」策定を求める意見書の議案が、お手元に配布のとおり、3番、市原静子議員から案をそなえ、所定の賛成者とともに連署して、提出されておりますので、本案を議題とします。

提出者の説明は、案を配付していますので省略することに御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。提出者の説明は省略します。

これより質疑に入ります。提出者に対する質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。

採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は可決されました。

#### 議 員 派 遣

議 長（斎藤政広君）日程第9 議員派遣を議題とします。

議員派遣は配付しました議員派遣計画表のとおりとすることに御異議ありませんか（「なし」の声あり）。

異議なしと認めます。よって、議員派遣は配付のとおりと決定いたしました。

#### 委員会の閉会中の継続調査

議 長（斎藤政広君）日程第10 委員会の閉会中の継続調査を議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議 長（斎藤政広君）以上をもちまして本定例会に付議された事件はすべて終了しました。それでは、町長から一言お願いします。小田町長。

町 長（小田保行君）今議会におきまして承認をされた案件につきまして、誠心誠意執行してまいりたいと思います。また、今回貴重な御意見も多数いただいておりますので、その御意見も踏まえてですね、適正な行政を執行してまいりたいと思っておりますので、今後とも御理解と御協力をよろしくお願いいたします。どうもお疲れさまでした。

議 長（斎藤政広君）これにて、平成28年第2回越知町議会定例会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

閉 会 午後 3時49分

上記の会議録の次第は議会事務局職員の記載したもので、その正確であることを証明するためにここに署名する。

越知町議会議長

越知町議会議員

越知町議会議員